

アジア太平洋の労働者をつなぐ

Links

2006年3月

No.43

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊) 定価 300 円
発行所 東京都台東区上野 1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付
TEL 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544 Eメール apwsljp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apwsljp/>



2005年12月、香港で開催されたWTO閣僚会議に対して世界から労働者や農民などが対抗アクションに集まった。

【上段】「WTOは食と農業から出て行け！」と訴える抗議者

【下段】仏教における最高儀礼とされる三步一拜の叩頭の礼でデモ行進する韓国農民たち。

国際連帯行動のうねり

反 APEC 釜山行動に参加して
香港 WTO の反対行動

APWSL 国際会議

メルボルンで書記局会議

世界各地の闘い

出口なし? 中国労働者の闘い
フィリピントヨタ

レイバーフェスタ盛況

大阪から

スウェーデンから Hej! (5)

編集後記



反 APEC 釜山行動に参加して

大畑 龍次(「異議あり! 日韓自由貿易協定」キャンペーン)

私たちは9月中旬から10月初旬にかけて「香港・釜山にむけて WTO/FTA を問う全国連鎖行動」と銘打った反グローバル化運動に取り組んだ。この行動は、韓国の民主労総、全農の活動家を招いた集会を全国連鎖行動として行ったもの。第一波の9月行動は、民主労総の趙俊虎(チョ・ジュンホ)さんを招いて仙台、いわき、横浜、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡の9都市を繋ぐ行動となった。名古屋では集会後のデモも取り組まれた。第二波の10月行動は、全農から李尚政(イ・サンジュン)さんを招いて長野、新潟、東京、秋田、三沢、花巻を結ぶ行動となった。前半が労働者中心だとすれば、後半は農民交流と呼ぶことができよう。

こうした前段の行動を受けて反 APEC 釜山行動の現地行動は取り組まれた。日本からの参加は、残念ながら統一された形にはならなかったが、日本からは全体で5~60人の参加者になっていたようだ。筆者が参加したグループは、少数精鋭(?)の5名。11月17日から20日のスケジュールで釜山に向かった。

釜山は超厳戒態勢

アジア・太平洋各国からブッシュ、小泉、ブーチン、胡錦涛らの首脳が参加することもあって、釜山は超厳戒態勢だと聞いていた。金海空港に降り立った私たちを出迎えたのは、噂どおりの厳しいチェックだった。5人のうちDさんがまず呼び出される。事前に要注意人物のリストに入っていたようだ。Dさんの周りでウロウロしていたせいか、筆者も含めた2名が同行者として厳重な荷物検査を受けるハメとなった。他の乗客が無検査で通過するなか、全ての荷物をチェックされ、本の表紙までがコピーされた。片言の日本語を話す私服警官がいたところを見ると、事前に日本人をチェックする体制にあったことが分かった。Dさんは持参していたビデオ2本が怪しいとのことで、別室で上映することになり、留め置かれてしまった。そんなわけで空港を出るのに1時間ほどを要してしまっただが、没収物がなかったのが幸いだった。あたふたと国際民衆シンポ会場の

釜山大にタクシーを飛ばした。

会場に向かうタクシーの運転手の話によると、前日にブッシュが来韓したのだが、とんだ大騒ぎだったとのこと。韓国政府が用意した車両を拒否し、大統領専用機で自分たちの車を持ってきたのだそうだ。そのうえ、ブッシュが来たのが夕方のラッシュ時だったことから、市内はひどい交通渋滞になったという。テロを警戒するあまり、到着時間を事前に発表しなかったことが、混乱に拍車をかけることになったようだ。

その後の聞き込みによると、メインの18日には、銀行やロッテ・デパートが臨時休業したのをはじめ、大手企業や公務員も休みになったらしい。主要な駅などには、ベレー帽とサングラス、銃を携帯した対テロ部隊員が二人一組で警備していたし、ボランティア警備のおじさんやおばさん達がそろいのユニホーム姿で不審者の洗い出しに精を出していた。19日の朝には、旅館を出てきた我々も「どこへ行くんですか」と片言の日本語で私服警察に声をかけられるしまつ。

熱気溢れる前夜祭から本集会へ

釜山大学で行われていた「国際民衆フォーラム」には、終わりの総括会議しか参加できなかった。会場では分科会の報告のあと、「釜山民衆宣言」が採択された。

夕方から釜山の繁華街西面(ソミョン)の路上での前夜祭が行われた。鐘太鼓のサムルノリの賑々しい登場で始まった前夜祭は、ロック、ラップ、労働歌謡、ビデオ上映など、音楽と踊りを中心に構成され、ときおり演説や参加者へのインタビューなどが行われて闘いへの氣勢をあげる。舞台の前、それも大型スピーカーの前に陣取った私達だったので、鼓膜への振動は半端ではなかった。深々と冷え込む路上に座り込んだ前夜祭ではあったが、二時間はあっという間に過ぎた。ここで日本から参加した仲間、連鎖行動での講師だった趙俊虎さんをはじめ懐かしい韓国の仲間たちにも再会。

翌 18 日はいよいよ本集会。まず、昼過ぎから部門別集会が五か所で開かれた。労働者、農民、貧民、学生・青年、女性の各集会が APEC 会場近くのあちこちで路上集会として開催され、それがデモ行進をしながら水営（スヨン）ロータリーで合流し、APEC 会場に向かうというのが当日の段取りだった。私達が参加した部門集会は農民大会で、この間のコメ開放のなか「コメ開放反対」「新自由主義反対」などと書かれた遺書を残して服毒自殺したオ・チュオクさんの追悼式が行われた後、農民大会が開かれた。ここでも歌とスローガンが随所に挟まれながら、全農代表、全国連合議長、国会議員などの演説が続いた。

いよいよ APEC 会場へのデモ行進が始まる。8 車線の道路のほとんどを埋めつくしたデモ隊が「APEC 反対」「ブッシュ反対」のスローガンを挙げながらゆっくりと進む。水営ロータリーで全ての隊列が合流すると、道路は完全にデモ隊列で埋め尽くされ、釜山市が掲げた「APEC 歓迎」の旗が次々と引き裂かれていった。デモは警察の規制を全く受けることもなく前進した。数日前に国会前で繰り広げられた激しい衝突が頭をかすめたが、いたってのんびりしたデモだった。警察の阻止線が見えたのは APEC 会場に向かう橋の直前だった。大型コンテナを二段重ねて道を封鎖し、その中央に放水車、その後ろには戦闘警察がひしめいていた。デモの先頭では、鉄パイプや竹竿を持ち、投石戦を行われていた。そのうちロープがコンテナに縛り付けられて引かれた。しばらくすると地響きとともにコンテナが引き倒された。いくつものコンテナが路上や川に引き落とされ、戦闘警察とのにらみ合いとなった。昼過ぎに始まった抗議行動が終わったのは、辺りが暮れかけたころだった。行動は集約集会ののち解散となった。

エネルギッシュな韓国の闘いに触れることができたが、この熱気は 12 月の香港にも引き継がれる。韓国からは 2000 名からの香港派遣団が送り込まれる。日本からも多くの人々が合流する。いざ！ 香港へ。

〔資料〕 **戦争と貧困を拡大する APEC 反対
ブッシュ反対汎国民大会決議文**

戦争と貧困を拡大する APEC 首脳会談が、釜山海雲台ベコスコで開かれている。全世界を戦争で脅し、新自由主義の世界化による民衆強奪の主犯・ブッシュとその同盟者、多国籍企業のボスたちが集まり、民衆の生存と権利とは関係ない「彼らの宴」を開いているのだ。盧武鉉政府は、反民衆の彼らを守るために陸海空一体の作戦を繰り広げ、海雲台での集会を許さないなど、民衆の声に耳を貸さず、我々を迎え撃つのは全国から動員された 4 万名に及び警



察の棍棒と楯だ。しかし正統性もなく公権力だけを押し出す彼らは、我々の巨大な歩みと喚声を阻止することはできない。

我々は、APEC が目指す投資と貿易の自由化に反対する。野放しの資本の自由化はすでに世界の至るところで経済危機を引き起こし、多国籍資本とその代理機構はこの経済危機を口実に過酷な構造調整を民衆に強要し、貧困を量産している。そのため各国民衆は、こうした「貧困の世界化」に対し、人間らしい生活と社会的正義のため粘り強い闘争を続けてきた。その結果、WTO 交渉はシアトルでも、カンクンでも決裂し、12 月香港でも同じことになるだろう。APEC で「特別声明」まで採択して WTO 交渉の妥結を迫るとのことだが、これは消え行く火種を消すまいとする悪あがきに過ぎない。すでに富める者たちだけの利益目的の世界化は破綻している。

我々はまた、APEC の対テロ戦争支持に強く反対する。今日の世界は、ブッシュがリードする対テロ戦争によって一層の暴力と不安のなかにある。特に、イラク侵略戦争と占領、虐殺は、帝国主義の野蛮性のもと社会を徹底的に破壊した。侵略戦争に加担する盧武鉉政府の派兵もまた戦争犯罪だ。全世界の民衆は、戦争に反対し、占領軍の撤収を要求している。ブッシュはイラクでの失敗、米国内の反戦世論の高まり、最近の米州首脳会談で面目をつぶした国際的な孤立など、最大の危機を迎えている。いまこそ平和を願う全てのものの団結した闘いで帝国主義の戦争と占領を中断させ、ブッシュを裁かなければならない。

我々は、戦争と貧困の世界化を拒否し、「もうひとつの世界」を建設するための民衆の闘いと希望を世界化するだろう。我々は次のように要求し、主張する。

ひとつ、戦争と貧困を拡大する A P E C 会議を中断し、ブッシュは出ていけ。

ひとつ、富める者のための世界化を糾弾する。民衆の生活と権利を保障しろ。

ひとつ、米国はイラク戦争、虐殺と占領を中断し、ジャイトン部隊は撤収しろ。

ひとつ、民衆の団結と連帯で反米、反戦、反新自由主義の闘いに勝利しよう。

2005 年 11 月 18 日
戦争と貧困を拡大する APEC 反対ブッシュ反対汎国民大会参加者

香港での WTO 閣僚会議対抗アクションに参加して

寺本 勉 (A P W S L 関西・アタック関西グループ)



私は、12月10日から14日まで香港に滞在し、WTO閣僚会議対抗民衆アクションに参加した。関西では、このWTO閣僚会議に向けて、香港のHKPAや韓国の民主労総の代表を迎えての学習会、先立って闘われた韓国でのAPEC反対闘争の報告集会などをAPWSLも加わる形で開いてきた。その中で現地行動への参加であった。

12月11日、「抗議世貿」(コンイー・サイマウ)の掛け声がビクトリア・パークと香港島の繁華街にこだました。4000人近いデモ参加者は、集会場のビクトリア・パークから中環(セントラル)にある中国政府ビルまでの非常に長いデモコースを元気に行進し、香港市民にWTO反対を訴えた。デモ参加者のおそらく半数はフィリピンやインドネシアからの移住労働者で占められていたと思われる。海外からは韓国、イタリア、日本などの参加者が目立つ程度。韓国からはまだ中心部隊は到着していないようで、50人ほどの参加。イタリアの労働組合代表約20人は、各ナショナルセンター連盟の横幕を掲げて参加。日本は、食健連・農民組合から60人以上が隊列を組んで参加し、マスコミからも大きな注目を浴びた。私たちは、集会場に「もう一つの世界は可能だ」の横断幕を広げ、%旗を掲げて集会に参加、デモ行進では香港の「全球化監察」(グローバル・モニター)の人たちや台湾からの参加者と一緒に、%旗をなびかせながらデモ行進した。

集会そのものは、PA装置の不調からか、後ろの方(海外からからの参加者はグランドの後方が割り当てられていたので)では、まったく発言内容が聞き取れず、各グループもほぼ好き勝手にパフォーマンス

を展開するという感じで、いつ集会が終わったのかも今ひとつはっきりしないままだった。本集会が開かれている場所から少し離れた公園内では、ピアカンペシーナや移住労働者のグループが集会を開いていた。私が%旗を持って、郵政ユニオンのS氏と一緒に立っていると、香港の新聞記者がインタビューに来た。なぜWTOに反対するのかなどを力説したつもりだったが、翌日の新聞を見ると写真と名前入りで掲載されている割には、しゃべった覚えのないことが書かれていて、少しがっかりした一幕もあった。

中国政府ビル横の総括集会では、本集会で発言が聞き取れなかったためか、各国からの参加者が発言を続けていた。夕方からは、再びビクトリア・パークに戻り、ライス・フェスティバルのオープニング・セレモニーに参加、ここでは「Rice Is Life」が主なスローガンだった。セレモニーでは、日本の農民連が「小泉、御用!」というパフォーマンスを行い、セレモニー終了後には、お米を材料にしたお菓子などがふるまわれ、私も含めて参加者は舌鼓を打っていた。

8時から、文化フェスティバルも開かれ、各国の楽しい歌や踊り、パフォーマンスが展開された。

翌12日は「私たちの世界は売り物ではない」(Our World Is Not For Sale(OWINFS))ネットワーク(NGO、労働組合、農民団体、社会運動団体などで構成されるWTOに異議申し立てをする国際的なネットワーク)の会議に参加した。WTO閣僚会議に反対する対抗キャンペーンの進め方などを議論しているさなか、ジョゼ・ボベが空港で入国を拒否され、足止めを食っているという連絡が入り、参加者の一部は急遽抗議のため空港に向かったが、結局、彼は入国を認められ、13日の集会にも元気に参加していた。

13日は11日と違い、肌寒い天候の下、WTO閣僚会議開会を迎え撃つ集会が同じ会場で開かれた。平日のため、11日の集会・デモの多くを占めた移住労働者の参加が望めない中、それに代わって韓国からの大規模な「遠征闘争団」が行動の中心的役割を占めた。

韓国からの参加者は、農民連盟1200名をはじめ

め民主労総、韓国労総、宗教者、社会運動団体など実に1500名以上。デモ参加者の半数近くを占め、闘いの意気込みも他を圧する勢い。しかし、11時過ぎからの全体集会には民主労総を除いては参加せず、公園の別の場所で独自集会を続けていたのはどうしてなのだろうか。

日本からの参加者は、農民連、全日農、北海道農民連盟など日本各地の農民を中心に、ATTAC、生活クラブ生協、日本消費者連盟や中小組合政策ネット、全水道、全統一、電通労組、電通合同、郵政ユニオンなどの労働組合等あわせて170名以上を数えた。

この日の集会は音響装置も正常に働き、ほぼプログラムどおりに進行、2時前にデモ行進に出発した。参加者は、5000人くらいだろうか。11日と違って、デモ・コースはWTO会場が近くに見える海岸沿いまでの短い距離で、途中何回も路上に座り込みながらの行進だった。

解散地点で集会を行っているとき、韓国の部隊から突然、救命胴衣を身にまとった約100人ほどの人々が海に飛び込み、海岸から突き出た形になっているWTO会場まで泳ぎ始めた。マイクでは、「泳いでWTO会場に突入を図っている」と伝えられ、デモ参加者がワッと海岸のほうに殺到。私も見ていると、救命胴衣を着けた韓国の労働者・農民が海の中を会場めがけて泳いでいる。中には、韓国国旗を掲げた人もいて、何名かは会場近くの海岸までたど

り着いたものの、そこで警察当局に拘束されたようだった。

その一方で、韓国農民の一部は、やぐらを担ぎながら、会場へ通じる道路の警察の阻止線に向かい、そのやぐらに火を放ち、さらにそれを機動隊に向かって押し倒して行って、突破の意思を示した。警察は消化剤を吹き付けたりして対抗し、その周辺が一時騒然となる。この韓国遠征団の二つの行動によって、集会は事実上流れ解散的に終了し、この日の行動を終えることになった。夜のテレビ・ニュースでも、この海と陸での衝突の様子は繰り返し放送され、注目を浴びていた。韓国遠征団は、デモの途中で救命胴衣を配りだすなど、この行動を周到に準備していたようである。

私たちは、13日の行動を最後に帰国したのだが、17日には香港警察による大規模な弾圧が発生し、日本からの参加者も含めて大量の拘束者が出た。香港のHKPAの努力と全世界からの参加者の闘いによって、WTO閣僚会議それ自身は大きな進展を見ることなく終わった。弾圧に対する国際的なキャンペーンも、闘いの広がり示すものだった。しかし、閣僚会議以降の動きを見ると、決して予断を許さない状況が続いている。状況をしっかりウオッチするとともに、機敏にWTOに対する闘いを組織する必要があることを今回の行動を通じて痛感した。

第6回 WTO 香港閣僚会議を終えて

秋本陽子 (APWSL 関東/ATTAC Japan 首都圏)

会議が始まる直前ですら「香港では何も成果をまとまらない、閣僚会議宣言ですら出せないのでは・・・」と囁かれていた。日本の経団連をはじめ、多国籍企業や世界の財界首脳たちは「現在WTO交渉は危機に瀕している。交渉の前進に向けて各国が譲歩するように」という声明を発表し、また日本経済新聞など日本の大手メディアも、日本が主張しているコメなどの農産品に対する高関税堅持をやめて、日本にとってより有益なサービスおよび鉱工業品分野における交渉の促進のために政府および農業団体は譲歩すべきである、と盛んに論じていた。

結果は「2006年末の一括合意に向けた前進があった」とされ、WTO崩壊の噂は消えた。

農業交渉では、先進国の貿易歪曲的な補助金の削

減、2013年までに輸出補助金の撤廃、非農産品(鉱工業品)交渉では、関税の引下げ方式としてスイス・フォーミュラの採用(一律%という引下げではなく、個別品目ごとに異なる係数を用いる。従って高関税品目ほど引下げ幅が大きい)またサービス交渉では、従来の二国間交渉に加えて、複数国間交渉(利害関係国同士が集まって交渉を行うこと)が承認された。さらに、途上国(LDC)に対しては2008年までに無税無枠(関税なし、輸入量制限の撤廃)の供与が確認された。

香港会議では、世界の人々の関心が農業交渉に向けられていた。途上国のほとんどは、農業で先進国が譲歩しなければ非農産品、サービス交渉では譲歩しない、と宣言していた。ところが、農業交渉の裏

で、非農産品とサービスの分野で数々の非公式会合が進められ、いつの間にか、途上国の代弁者であったはずのインドとブラジルが、先進国の側にまわり、交渉テーブルに着くよう途上国の説得に乗り出すという事態になっていた。

会議最終日の18日午後、閣僚会議宣言の採択直前に前代未聞のハプニングが起きた。いきなりベネズエラの女性の副外相が登壇して宣言に留保を表明し、キューバもそれに続いた。この土壇場の両国の行動が確かにWTOの将来を占うものになった。先進国のプレッシャーにうんざりしていた途上国が孤立していないことを証明したからである。しかしながら、それでも宣言は採択された。閣僚会議宣言に盛り込まれた確認事項がどの程度実行性のあるものかどうかは、今後の交渉にかかっている。

1月末に世界経済フォーラム（ダボス会議）で、25カ国の貿易大臣が集まって非公式閣僚会議が開かれた。協議の焦点は農業よりも非農産品とサービス交渉であり、現行のドーハ開発ラウンドを成功させるために、今後はより現実的かつ具体的にトレードオフ交渉を進めていくことが確認されたという。

WTOが目指している自由貿易が不平等、不公正なものであることは明らかである。WTOは「自由」という名のもとに強者が弱者を徹底的に食い尽くしてしまう貿易システムである。2005年12月、香港では、香港をはじめ世界中から集まった約15,000人の民衆がWTOにノーを突きつけた。

18日未明、香港警察は、路上で歌を歌い、踊ったりしながら世界の首脳たちに「我々の声を聞いて欲しい」と平和的な呼びかけていた韓国の農民など数千人の人々に催涙弾を放った。そのうち約1,300名

を逮捕し、30時間以上身柄を拘束し、そのうち14名を起訴した（後に11名の起訴は取り下げられ、14名全員が釈放）。

この香港警察の過剰な行動は、WTO交渉に疑問を持っていた世界の人々を行動に奮い立たせるきっかけを与えてしまった。路上集会の参加者たちは、暴動を起こしたわけではない、商店などを襲ったわけでもない、誰も傷つけていない、WTOに抗議するために、ただそこにいただけである、それなのになぜ逮捕して起訴、拘留するのか、という疑問や抗議が世界各地から香港警察、検察、また海外の中国大使館に届いた。国際自由労連（ICFTU）、国際公務労組（PSI）などの労働組合や様々なNGOが拘束された仲間たちの即時釈放のために行動を起こした。とりわけ、起訴された12名が「起訴取り下げ、即時帰国」を要求して香港でおこしたハンガーストライキは国際的な共感を呼び、WTOとは「何もしていない無抵抗の人々をこれほどまで徹底的に痛めつけるものなのだ」ということを証明するものになった。

WTOに反対して香港に集まった民衆の闘いは公正な貿易を目指してWTOが存続する限り今後も続く。



AAWL (オーストラリア) の活動に触れる

山崎 精一 (APWSL 東アジア地域調整委員)

私は 10 月 21 日から 27 日までオーストラリアのメルボルン市に行き、APWSL の書記局会議に参加してきました。この会議が開催されることになった経緯についてまず説明します。

書記局会議開催の経緯

今年の 5 月末にマレーシアのクアラルンプール市で開催された総会では APWSL の存在そのものが問われていました。当時の書記局からは資金がなくなったために APWSL を解散せざるを得ないという提案が出されていました。これに対して日本、タイ、韓国などの各国委員会から草の根の労働者の国際連帯のネットワークを存続させたいという意見や提案が出され、総会では乏しい予算の下でも APWSL の活動を継続しようということになり、新しい調整委員と共同議長一人が選出されました。しかし、もう一人の共同議長はオーストラリアから女性を選出することが確認されたただけでした。

その後、8 月になってオーストラリア委員会である AAWL からグイニス・エバンスさんを共同議長に選出したという報告がありました。グイニスさんは食肉産業労組の専従で労働安全衛生の専門家であり、1999 年のコロボ総会に参加している人です。三人の書記局が揃ったのでこれからの活動内容を具体化するための早急に書記局会議を持つ必要があったわけですが、これまでのように書記局会議を開催する費用がありません。そこで、AAWL が場所と費用を提供することを申し出て、総会後約半年で書記局会議開催が実現したわけです。

書記局メンバーの三人以外にメーリングリスト管理人の私と TIE アジアのアイリーン・ザビエルさんがオブザーバーとして参加するよう招待されました。APWSL の今後の活動にとってメーリングリストやウェブサイトの利用が重要であることがクアラルンプール総会で確認されており、具体的には日本と韓国で担当しているウェブサイトの立ち上げについて協議するのが私の役割でした。TIE はクアラルンプール総会の費用を提供し、総会運営を実質的に担ってくれたこともあり、またアイリーンさんが熟練した NGO 活動家であることから、その助言と APWSL への援助を引き続き受けたいということで、招待されたようです。

クアラルンプール総会では APWSL を維持していくために各国から連帯カンパを集めることが決定されています。



日本委員会は前期の会計報告が出さされば年 500 米ドルをカンパすることを今年の総会で決定しています。AAWL は書記局会議開催に必要な 2000 米ドルを負担することで今年の連帯カンパとすることを決めたそうです。AAWL は 2002 年のバンコク総会で APWSL の規約改正を提案し、それが全て否決されたために、その後の 3 年間は積極的な関わりをしてきませんでした。したがってクアラルンプール総会でも役員は出さないということを事前に態度決定して望んだそうです。ところがこの総会で APWSL 存続にける各国委員会の熱意を見て役員を出すことになり、さらに書記局会議をホストするまでになりました。これは AAWL が APWSL に対して前向きに関わる方向に転換したことの現れであり、歓迎するべきことです。

AAWL とは?

AAWL とは Australian Asian Workers Link の略称であり、APWSL のオーストラリア国内委員会を兼ねています。オーストラリアのナショナルセンターの ACTU の地方組織であるビクトリア州労働組合会議 (VTHC) 内部の一組織です。VTHC が国際連帯をやるために 1981 年に結成した団体です。APWSL より前から存在していて、APWSL が出来てから組織として APWSL に加盟しました。従ってビクトリア州内の各産別労組が労組として加盟しています。一方で個人も会費を払って加盟しています。組織も個人も加盟している点では日本委員会と同じです。異なるのは実質的にナショナルセンターの国際部のような役割を果たしている点です。AAWL のホームページを見ると ICF TU や各国国際産別とのつながりが深いことが分かりますし、日本のリンク先は残念ながら日本委員会ではなく連合になって

います。一方で草の根の国際交流先としてA P W S L が位置付けられている感じです。

事務所も世界で一番古い現存の労働組合会館であるビクトリア州労働組合会館の中にあり、二部屋続きで、各国の資料がきちんと整理されていました。専従職員は昔はいたそうですが、現在は資金難のため専従はいません。とはいえ、ボランティアで交代に誰かが詰めるようにしているようです。滞在中は若い女性のジゼルさんが専従のように事務所で切り盛りしていましたが、この人は学生で、AAWL が持っているラジオ番組のレポーターもやっていました。

AAWL は毎月全体会議と執行委員会を各一回定期的に開催しています。その他にも数多くの国際連帯・交流行事が毎月会員にメールで流されています。執行委員名簿を見ると 26 人の名前があり、一人一人に任務が割り振られています。国別担当を見ると、パプアニューギニア、東チモール、フィリピン 2 人、韓国 2 人、中国・香港、マレーシア、インドネシアと計 9 人もいます。26 人の中で名前から見て女性と思われる人が 12 人います。この 2 点を見ただけでも日本委員会とはかなり様相が違う事がお分かりいただけるかと思います。

AAWL が労働組合運動の主流と草の根の両方で国際連帯に取り組んでいる点が日本委員会との基本的な違いですが、似ている点もあります。それは中心になって活動しているのは組合代表より個人の活動家の方だという点です。グイニスさんや日本総会からの古株であるデービッド・クッションなどは組合代表ですが、マンリコ・モロやジゼルのように書記局的な活動をしている人や書記局会議で積極的に発言していた人たちは組合を代表している人たちではありませんでした。

またもう一つ日本委員会と似ている点はメンバーに左翼の活動家がたくさんいる点でした。しかしここでの違いは皆公然と自分は何党だと名乗っている点でした。海外ゲスト 4 人をホームステイさせてくれたアンドリュー・アーピングさんは共産党のメルボルン代表でした。この人は建築関係の仕事を個人で請け負いながら、AAWL 事務室の二つ隣にある共産党の事務所に半専従的に詰めていました。

労働関係法改悪

オーストラリアではハワード政権が労働関係法の全面的な改悪を提案してきており、政府と組合の一大対決を迎えています。この労働関係法改悪に反対する全国統一行動が当初 10 月に予定されており、これに合わせて書記局会議の日程が設定されていました。しかし、この行動は 11 月 15 日に延期されたため、残念ながらこの大衆行動には参加できませんでした。しかし、どこの集会、組合に行っ

ても 11 月 15 日の行動のポスターや呼びかけが一杯で、空気が入っている感じでした。11 月 15 日には全国で 55 万人、メルボルン市で 21 万人がストライキに立ち上がり、デモで各都市を埋め尽くした、と伝えられています。メルボルンは周辺市を含めて人口 300 万人なので、横浜だけで 21 万人の労働者がデモ行進することを想像していただきたい。

オーストラリアでは 19 世紀末から労使紛争仲裁制度が確立し、この制度の下での裁定(アワード)が産業毎の労働条件の基本を規定してきました。1990 年代に入り、国民党政権は数度にわたり労働関係法を改悪し、このアワードの規制力を殺ぎ、労使交渉による協約により労働条件を決める方向に持ってきていました。それでもイギリスやニュージーランドに較べるとまだまだかつての組合の規制力が残っており、それを残らず叩き潰そうとするのが今回の提案です。

滞在中に改悪内容を詳しく聞く暇はなかったので、もらってきた資料により改悪内容を列挙します。

無記名によるストライキ権投票の義務化

産業別交渉の廃止

企業別協約、個人別協約の推進

労働組合が職場に入る権利を制限

100 人以下の小企業の労働者には解雇制限なし

アワードから人員整理手当、時間外手当率、長期継続休暇に関する規定を削除

この全労組あげての闘争の最中に外国からの訪問を受け入れてくれた AAWL の度量と気構えに感心しました。

公開の日

私のメルボルン滞在は 5 日間でしたが、その他の人は 10 日にもわたる長期のものでした。AAWL の公開の日と書記局会議を中心に、各労働組合訪問、集会参加と A P W S L 調整委員パラットさんのための研修を組み合わせたプログラムでした。

私がメルボルンに 22 日土曜日の朝早く到着し、そのまま『公開の日』の集会に参加しました。これは AAWL の活動を組織外の人に知ってもらうための取り組みです。朝 10 時から 6 時までびっしりと集会と分散会があり、夜は資金集めを兼ねた夕食会でした。8 時間ぶっ続けの会議でしたが、そんなにきつい感じはしませんでした。全体会とまとめの間に分散会が 3 回あるのですが、それぞれが 1 時間ほどで、聴く一方ではなく活発な討議があり、ティーブレイクもたっぷりあり、きびきびとした集会という印象です。最後のまとめで、各分散会から AAWL の活動で取り上げてもらいたい課題の提案が報告されます。それを凄

い短い時間で討議し採決し、取り上げるかどうかを決めていきます。決まった提案はA A W Lの執行委員会に報告され、受け入れるかどうか決定されるそうです。会員以外の人に参加する会議から活動の提案を受けるとするのは面白い考えだと思いました。A A W Lの活動を広めようとする「公開の日」の取り組みとして意味のあることだと思います。

夕食会は場所を移し、海員組合会館で行われました。集会には参加していなかった人もたくさん参加していました。日本と違い、挨拶も乾杯もなく、食事が始まり、ひたすら食べ、飲みます。ビクトリア労働組合会館には立派なパブがありましたが、ここにもホールにカウンターがあり生ビールが提供されていました。食事が終わったところで、クアラルンプールのTIE会議に参加していたミシェルさんが立ち上がって立派なスピーチをして海外ゲストを紹介し、ゲストが一言ずつ挨拶して終わりです。後は音楽のライブ演奏が始まり、帰る人は帰る、飲む人は飲む、共同議長長のチャン・チャンウォンさんのように踊る人は踊るというスタイルです。

組合員の会議、活動家の会議、労働安全衛生の集会といろいろ参加しましたが、必ず休憩時間にはお茶とお菓子が用意され、集会後には昼食、夕食が準備されていました。自分で用意したもの、出前と両方ともありましたが、簡単な料理ながらエスニック料理が多く、楽しめました。ビールとワインも必ずついていました。集会や会議の持ち方にも余裕が感じられました。

清掃職場訪問

今回、A A W Lから組合訪問の希望を事前に聞いてきたので、清掃現場の訪問と清掃労組との交流を希望しました。その結果23日の月曜日、一日の清掃職場訪問が実現しました。朝8時に向こうの自治労であるサービス労組の事務所に集合し、オルグのバリー・ミラーさんに案内してもらいました。清掃事務所に行き、ごみ収集車に乗り、収集現場を回り、埋め立てまで行きました。リサイクルごみの選別センターと被服のリサイクルセンターを回る事ができました。この見聞した内容はまた別の機会に報告したいと思います。ここでは二点だけ報告します。

メルボルン市ではごみは車のついた大きなごみ容器に入れて、各自が家の前の歩道に出しておきます。大きな10トンの清掃車が来て、運転席の後ろからアームが出てきてごみ容器を持ち上げ、運転席の後ろの投入口にごみを開け、ごみ容器をもとに戻します。そう、無人収集なのです。腰痛から解放されますが、収集の仕事もなくなってしまい、運転手だけなのです。これは衝撃的でした。その後、

日本に帰ってからニューヨーク市でもこれが導入されようとして反対闘争が起こっていることを知りました。日本では道路、住宅事情が違うのでこの無人収集は不可能だとは思いますが、油断はできません。因みにこの清掃車はイブズ製でした。

もう一点は清掃差別についてです。この時の運転手さんと埋め立て地までごみを運ぶ間同乗して話をしました。清掃の仕事は尊敬され、うらやましがれているということでした。公務員の中でも給料が良く、昼で仕事が終わって家に帰れる、二つ目の仕事も可能だ、自分の息子も清掃をやっていると誇らしげに話していました。

私はこれまで海外に数多く出ていますが、自分の仕事である清掃事業の現場を訪問し、清掃労働者と交流したのはこれが最初です。ぜひこれからは清掃現場を見て回り、組合としての国際交流につなげたいと思いました。

最後に

今回オーストラリア訪問するのは初めてでした。メルボルンを5日間見ただけで、広大なオーストラリア大陸のほんの一部を覗いたに過ぎません。しかし、A A W Lが用意してくれた盛りだくさんの日程からいろいろなことを見ることができました。また今回は全部ホームステイでした。自由時間が全くなく大変厳しい旅行でしたが、ホテル滞在では味わえない普通の労働者の生活を経験すること



もできました。こちらが学ぶだけではなく、A A W Lやそのメンバーにも何がしかの貢献をすることもできたようです。12年ぶりの日本とオーストラリアとの交流でしたが、次はそんなに間を置かないので実現するようにしたいと思います。一番大事な書記局会議についてはA A W Lが作成した報告書の翻訳を掲載することで報告とします。これをお読みいただいた後で、その問題点・課題について議論することにしましょう。

APWSL書記局会議 議事録

2005年10月23日 25日 オーストラリア・メルボルン市

出席 共同議長 チャン・チャンウォン グイニス・エバンス
調整委員 パラット・ナナコーン
東アジア調整委員 山崎 精一
TIE アジア代表 アイリーン・ザビエル、他AAWLメンバー11人

1日目 10月23日9時から5時

議決権は書記局の三名だけが持ち、その他の参加者は発言権のみ持つことを確認した。
議事はAAWL執行委員会議事規定に準拠して行われた。

報告事項

1. ムンバイでのAPWSL会議 略
2. クアラルンプール総会 略
3. 総会以降の経過 とりわけ財政状況

総会の後、2133USドルが新書記局に手渡された。

その後の主な支出は電話、Eメール、交通費などの事務費用である。

現在残高は750USドル

マンリコがAPWSLの財政状況の歴史を説明した。

日本委員会は会計報告が提出されるという条件が果たされればの連帯カンパ500USドルを毎年行うことを決定している。

オーストラリア委員会は今回の書記局会議と調整委員の研修計画に1200ドルを支出した。

議決内容

前書記局から会計報告を求める努力を再度行うこと。

パラットとスリバイの連名の銀行口座を暫定的にAPWSLの銀行口座として認定する。

APWSL名義の銀行口座をバンコクに開くための条件を調査する。

この後のAAWLによる研修を受けて、新しい活動報告作成手続きを確立する。それには書記局に三ヶ月毎、各国委員会には毎年会計報告を提出することが含まれる。

オーストラリアでの研修の間に、調整委員は予算案と第一回の会計報告を作成する。

APWSLとしての会計監査手続きを確立する。

オーストラリアでの研修中にAPWSLのロゴとレターヘッドを作成する。

* 議事を10月24日午後5時まで休会とする。

2日目 10月24日 5時から8時

議題 APWSLの情報通信

1 Eメール

現在APWSLメーリングリストが機能しており、山崎が管理人を務めている。現在、クアラルンプール総会の参加者がメンバーで約45人が登録されている。山崎から誰を登録するのかという問題が提起された。

現在のところメンバー管理の原則は以下のとおり。

メールが10回戻ってくるとアドレスを削除する。

APWSL会員でないアドレスは除く。

- ・誰を名簿に加えるのかという問題はAPWSLの会員資格と関連する問題であり、政策的な検討が別に必要である。
- ・韓国から送られてきているもう一つのAPWSLメーリングリストが混乱を引き起こしている。そこでこちらは名称をAPWSL韓国メーリングリストと変え、国際APWSLネットワークのメーリングリストは一つだけにする。
- ・各国内のメーリングリストについて議論があった。誰を名簿に加えるかは各国の判断とする。

2. ウェブサイト

ウェブサイトの立ち上げには時間が掛かったが、8月にAPWSL韓国の努力により完成した。このウェブサイトはレイバーネット・アジアの中に作られている。その過程で問題が発生しており、それはウェブマスターの問題である。現時点では誰でもログインしてページを書き換えることができる。これは制限されなければならない。

メーリングリストとウェブサイトの確立により各国間の通信が促進されると期待されている。

メーリングリストの情報はまず会員に配布され、その後その情報をより広いネットワークに流すべきである。

ウェブマスターはページを作ったり情報を提供する能力のない人たちに、訓練などを通じて援助を与えるべきである。

メーリングリストに流れるメールにはウェブサイトの詳細が掲載されるべきで、ウェブサイトとメーリングリストとの間には強いつながりが必要である。

チャン・チャンウォン師は韓国APWSLとレイバーネット韓国の両方の調整委員である。日本でもAPWSL日本委員会とレイバーネット日本は協力し合っている。オーストラリアではレイバーネットのようなサイトはたくさん存在している。現時点ではオーストラリアはAAWLとしてウェブに参加することになる。

議決内容

1. APWSL日本委員会がメーリングリストを運営し、書記局と相談の上、維持発展させる上で必要な決定を行う。
2. APWSL韓国委員会が国際APWSLウェブサイト運営し、書記局と相談の上、維持発展させる上で必要な決定を行う。

ウェブサイトは各国委員会のウェブサイトをつなぎ、ウェブサイトを持っていない国の情報を掲載する。

* 議事を10月25日午後6時まで休会とする。

3日目 10月25日6時から8時40分

議題 パラットへの支援

・今回の研修を通じて調整委員の活動の基本的費用は月に250ドルと決定された。これには電話、部屋の賃料、インターネット、事務費と旅費が含まれ、給与は含まれていない。

・連帯カンパの問題が再度議論された。韓国は年300ドル、日本は年500ドルただしきちんとした会計報告体制が確立されることが条件。オーストラリアは今回の訪問のために既に2000ドルの貢献した。

決議内容

1. 残り少ない予算を国際APWSLの事務所のための賃貸料に使うより、調整委員の給与と自宅での事務費用に使うべきである。
2. 残り予算750ドルの内、パラットに月給として100ドルを6ヶ月支給する。
 - a 残りの150ドルを管理費用に使う。
 - b これからの6ヶ月間の収入は全て使用しないで取っておく。
 - c 6ヶ月後にこの決定の見直しを行う。
3. APWSL調整委員に女性指導者研修を与えるというTIEアジアとCAWの申し出を了承するが、実際に受けるかどうかはパラットの判断による。

議題 次回会議

1. 香港での反WTO会議の前に電話による書記局会議を行う。
2. 2006年5月7日にバンコクで地域調整会議を開催する。

出口なし？ 中国労働者の闘い

アジアモニター資料センター長
アポ・リョン (Apo Leong)

ピープルズ・プラン研究所 2005 年シンポジウム
中国と日本 遠くて近い未来の仲間 WTO より良い『私たち』の関係を見つけよう
2005 年 11 月 27 日(日) 東京白金台 明治学院大学にて

はじめに

甘肅省出身の季節労働者ウォン・ビンユは、処刑される直前、最後の言葉として記者たちに言いました。「俺たち季節労働者に保護政策があることは知っている。ところが地方政府はそれを実行しないものだから、俺たちの権利は誰も守ってくれないのさ。俺たちを取り巻く連中が、俺たちを見下すのを止め、寛大な心を持ってほしいものだね。」彼の罪は、一年ものあいだ賃金を支払わず、毎日午前7時から午後7時まで厳しい労働を常に強いてきた自分の雇用主と他の四人を、刺し殺そうとしたことでした。¹

ピンという人物は、その前日、30分近くボスに跪くことを強制されました。その理由は、彼女が、長時間労働と低賃金に耐えられなくなった自分の同僚を、広東省ナンハイの工場から逃亡させようと、手助けしたからでした。「私は罪人？ まちがったことをした？」16才の労働者はそう問いかけました。²

こうした話は、今日の中国内外で報じられる日常茶飯事です。労働者が虐待され反撃した産業革命初期の生々しい記憶を思い出させます。こうした話はまた、右翼の政治家や保守派の労働組合活動家、宗教原理主義者、保護貿易主義者などの中国バッシングの仕掛け人の手で、頻繁かつ広範に取り上げられ、彼らの都合よく使われています。³しかし、中国の活動家は、こうしたケースは目新しくもなければ警戒心を起こさせるものでもない、と言います。というのも、巷に広まったインターネットと地方出版物のおかげで、社会の不正に關して、とりわけ中国の労働者の闘いについて、認識は広まりやすくなっており、情報は容易に共有されるからです。残念ながら、中国支持者や新自由主義者は、このようなことは移行期の問題であるか、この20年間で市場経済を建設した中国の奇跡の経済成長にとって避けられない犠牲であるか、どちらかだと弁解する

のです。

雇用関係

伝統的な考え方にもとづけば、1950年代以降、中国に「労使関係」なるものは存在しません。資本家階級の多くが中国から大挙逃亡し、残った者もそれに続く政治キャンペーンで公職を追放され、最後に全員自分の資産を政府に引き渡さねばならなくなったことで(1956年の集団化)、この階級はいなくなっていくからです。クライマックスは、文化大革命のさなかでした。旧資本家階級に属する者たちとその協力者は、革命委員会の厳重な監視下におかれ(いわゆる「プロレタリア独裁」)、生産手段は国家が完全に掌握して、その下で全ての労働者大衆は社会の主人となりました。

この結果、国営あるいは集団所有部門のなかの経営管理側と労働側の関係を表わすのに、「laodong」(労働)関係という言葉が使われるようになります。1978年に始まった経済改革以降、民間部門ないし官民共同事業が労使関係の地平に再び現れました。この新しい関係を表わすためには、「laozi」(労働 資本)関係という用語が使われています。⁴

失業問題に関しても、「政治的に正しい」アプローチが用いられます。改革前は、国家は、「健全」者全員に職を提供するように委託されているわけですから、「失業」などというものはありません。学生は、卒業するや所定の仕事を配属されます。一旦雇用されると終身雇用関係となり、「揺りかごから墓場まで」の社会保障や、かなりの額となるさまざまな助成金がそれを支えるのです。1956年、労働者の90%以上が永久雇用となりました。かくして、労働者は所属する職場の部署に自分を同化し、非常に誇らしく自己紹介していました。「社会主義国家に失業はない、それは資本主義社会でしか起こらない」は、かつてさまざまな教科書で引用された有名な一文で、社会主義教育の講義

¹ 2005年9月4日付、新華社ネット

² 2005年11月6日付、「We Observe the World」(私達は世界を観察する)ウェブサイト

³ Rivoli, The Travels of a T-shirt in the Global Economy, 2005
ライヴォリ「グローバル経済下のTシャツの旅」2005年

⁴ Chang ed, Labour Relations Science, 2005 チャン編「労働関係の科学」2005年

で繰り返し使われました。他方で、求職中とか「xiagong」（レイオフ／一時解雇）という言葉は、実際の失業状況を覆い隠すために用いられています。1994年には、政府は、失業が社会主義国に存在することを、公に認めざるをえなくなり、その公認数値(2.8%)⁵を公表しました。しかし、隠された失業は依然として認められておらず、余剰労働力として分類されるか、他の名前と呼ばれているのです。

旧体制の下での別の問題は、誰が「資本」または「雇用者」を代表するのか、ということです。従来、人びとは職場単位あるいは雇用単位で二つの明確なグループに分けられ、一方は「幹部または職員」、他方は「労働者」と呼ばれていました。通常、前者のグループは管理する者を、後者は管理される者を指しています。しかし、国家部門の管理者は生産手段を所有していないのですから、たとえ比較的高い給料と利益を享受していても、理論上も実際上も労働者と等しく社会主義経済に貢献する立場なのです。

厳密な意味では、ILOの理解による三者構成システムを、国家部門はとることができません。なぜなら、雇用者と被雇用者あるいは資本と労働という、基本的な対立がないからです。たとえ何か矛盾が起こったとしても、それは「階級闘争」というよりも「人民の矛盾」として位置づけられます。管理者も労働者も、同じ国家の利益に奉仕するものだからです。代わりにあるべきなのは、一党制で、たとえ労使関係システムに二つか三つの利益集団があるとしても、国家がそのすべての利益を代表するのです。

同様に、中国では、論争を呼び起こす専門用語を避ける傾向があります。たとえば「交渉」という言葉。労働法では代わりに「協議」が、労使関係問題をあつかう際の緊張を緩和するために使われています。もう一つの好例は、「ストライキ」という言葉がないことです。この言葉は、「事件」や「予想外の出来事」と言い換えられたり、「操業停止」または「操業減速」のようなもっと刺激のない他の言葉に換えられています。「主人」が自分自身の利害を代表する国家利益をサボタージュすることは考えられず、労働者は国家に対してストライキをするべきではない、という議論を受けて、1982年憲法からストライキ権は実際取り除かれました。他方、ストライキを打った労働者の多くは、刑法や行政規則に基づいて逮捕されるか拘留されます。たとえば、「しつこく理不尽に問題を起こす」者、「生産現場または職場秩序を乱す」者は、労働による再教育を受けるため、三年をめぐりとして拘留されることになっています。

⁶ こうした過酷な措置は、人権団体からさまざまな批判を

⁵ Zhao ed, Research on City Unemployment Problems, 2005
ザオ編「都市失業問題の研究」2005年

⁶ AMRC, Asia Pacific Labour Law Review, 2003 AMRC「アジア太平洋労働法レビュー」2003年

招いてきました。⁷

これらが、中国的労使関係を構成する主要な要素です。

労働人口

中国はまだ農業国です。人口の60%は農村部に住み、40%が暮らす都市部門は五億四千万の人口を抱え、二億五六〇〇万人の雇用が存在します。日夜苦役に耐え血と汗と涙を流しながら、その報酬はほんのわずかにしかならない地方の農民と「mingong」(農業労働者)の犠牲によって、中国での資本主義的生産様式の第一次蓄積は進んでいる、と一部の中国研究者は言い切っています。⁸ 都市の「hukou」(世帯登録)がなければ、都市住民と同じ社会的・経済的・政治的権利を享受することはできません。ある北京の公共トイレの中に、農村からの移住労働者を不潔な存在として拒絶すると書いた一枚のピラが張られたことがあります。⁹ これでは、まるで南アフリカで有色人種に対して実施されたアパルトヘイト・システムか、ダリットや最下層階級を差別するインドのカースト制度です。

結果として、三つの産業部門の労働力構成は急激に変化しました。第一次産業は、労働人口の49%(1990年には60%)に、製造業は22%に、サービス産業は29%になったのです。

都市での公認失業率は2005年に4.2%に上がり、835万人以上となりました。しかし、農業部門の余剰労働力が二億人程度と大きく推定されていることを忘れてはなりません。シアガン(Xiagang)への人口集中はこの5年で3000万人を上回りましたが、新社会人になる人びと他のために、2400万の職を創出することが緊急の課題となっています。¹⁰

国営および集団所有部門の労働者層は急速に縮小し(全労働者の3分の1)、いまや民間部門労働者(外国企業所有部門、共同所有部門、個人経営や民間所有部門で5800万人)と農村からの移住労働者(1億人)の合計人口が、国家部門の正規労働者を上回りました。移住労働者が新たな産業労働人口の根幹をなし、対処すべき潜在的な社会勢力になったことは、否定できません。

国家部門労働者の社会的・政治的地位はまちがいなく急速に落ち込み、士気が非常に低くなる一方憤激はますます大きくなっています。中国社会科学院のトップクラスの社

⁷ 2005年国連経済社会理事会報告

⁸ Xiao et al., My Mingong Brothers, 2005; Pan, Primary Accumulation of Private Capital in China, 2005 シャオ他「農業労働者の兄弟たち」2005年、パン「中国における私的資本の原初的蓄積」2005年

⁹ 2005年11月17日付、Ming Pao

¹⁰ You ed, Blue Book of the Chinese Employment, 2005 ヨウ編「中国雇用青書」2005年

会学者がおこなった、中国社会の新たな階層化について画期的な研究によると、産業労働者は十の階層カテゴリーの八番目に位置づけられています。ここで新しい階層構造は、国家部門・社会部門の官僚層、経営者層、民間企業家、テクノクラート、事務職またはホワイトカラー労働者、個人経営者、サービス労働者、産業労働者、農民、そして、失業者または不完全就業者に分けられています。¹¹ ある情報では、この発見は強硬派と組合活動家を激怒させ、この研究者への懲戒処分が要求されたとのことでした。

大方の評論家の見方では、中国のGDPが(一人当たり)1000米ドル台に達すると、政治情勢のみならず社会情勢においても、さらなる危機が起こるとされています。現実には、近年ジニ係数(所得分布平準度指標)が0.5を上回り、社会の安定に赤信号が灯ったと叫ばれています。¹² 都市部と農村部との格差が広がり、また都市に居住する富裕層と増大する労働者貧困層(3000万人)とが垂直的に不均衡になるにつれて、中国政府は、増大する土地なし農民(4000万人)など、取り残された人びとをなだめることが、緊急に必要なだと感じているのです。¹³

経営

フォーチュン(Fortune)誌の手で毎年記録されていることですが、中国人富豪が急速に増え、彼らが天文学的資産を蓄えていることは、議論に値するでしょう。「刻苦と貯蓄の末、極貧状態から金持ちに」などというありきたりの神話には無理があります。こんにち、富豪やその追従者の多くは、「guanxi」(コネ) 賄賂、超過利潤の追求(MBO的な「外部からの(対象事業の現行経営者と協力して行う)経営買収」からMBI的な「(外部から対象事業)内部への(新規経営陣を送り込む)経営買収」まで含む)、公的資産の領有、投機、その他の詐欺行為などを駆使して、裕福になるのですから。彼らの多くは、豪華な自家用車や邸宅、贅沢なパーティーを開くことを隠しもしません。¹⁴

この変化に応じて中国政府は憲法を修正し、富裕階級の要請に応えました。否定されるべきものだった彼らの存在は、静観されるものへと変わり、その地位や私的財産権は確固たるものとなり、さらに、社会主義経済の重要な構成分子であることが認められたのです(1999憲法、2004憲

法)。労働運動活動家の中には、民間部門の権力増大への対抗策として、憲法修正論議の期間、(民間部門を認める代わりに)その代償となるような権利(ストライキ権)も法制化されるべきだと、圧力をかけた人びともいました。しかし残念ながら、彼らの努力は失敗しました。

今では、新興富裕層は政治的・社会的舞台でさらに声高になりました。一方で中国共産党は、「三つの代表」という公式思想のもとで、彼らに武器を提供しています。¹⁵ 他方、彼らは人民政治協商会議のみならず、地方や全国の人民代表大会でも重要なポストを占めるのに成功しています。新興富裕層の政治参加率は、他の部門に比べてはるかに高いことを発見した研究もあります。たとえば、人民政治協商会議での民間部門の代表者数は、国家部門の代表者の二倍になっています。¹⁶ 多くの経営者が同時に二つ三つの肩書きを持っているのも珍しいことではありません。とくに中小企業では、経営者が労働組合の議長だったり、党書記だったり、あるいはその両方を兼務していたりするものです。

こうした富裕層はさらに、自分たち自身の経営者連合や互助クラブをつくるのに熱心で、ひとつの体制しか法的に認められていない労働組合と比べて彼らははるかに多くの結社の権利を享受しているのです。

政府

中国は小さい政府、大きい社会という考えを実行に移しています。労使関係においては政府の役割は、形骸化もしくは撤退途上であり、それに代わって経営者の特権が圧倒的になりつつあります。外国からの直接投資を呼び込んだり、どんな犠牲を払っても経済成長を達成するというこにますます多くの比重がかけられている中で、民衆の権利、生活、環境などへの考慮は二の次となるばかりか、むしろ外国投資や成長への脅威と受け取られているのです。¹⁷ ドンペイ地区の地方政府の掲示板にははっきりと書かれています。「投資を妨げる者は誰であれこの地域の敵である!」と。

こうして、多くの地方政府が中央政府の指令を無視する、もしくは労働者の権利の尊重という中央のレトリックや要求に口裏を合わせているに過ぎないことはきわめて明らかです。労働法にもっと高い地位が与えられなければな

¹¹ Li, Cleavage and Fragment: An Empirical Analysis of the Social Stratification of Contemporary China, 2005 リ「谷間と断片 現代中国における社会階層化の実証的分析」2005年

¹² 2005年9月30日 - 10月2日付、Asian Wall Street Journal

¹³ Li, Chinese Social Stratification in the Transitional Period, 2004 リ「転換期における中国社会階層化」2005年

¹⁴ Xu, Conflict and Negotiation: Research on Labour Relations in Private Enterprises in Contemporary China, 2004 シュ「対立と交渉 現代中国における私企業の労働関係に関する研究」2004年

¹⁵ Jiang Zemin, On The Three Representatives, 2001 江沢民「『三つの代表』論」2001年

¹⁶ Ao Dai Ya, Political Participation of Private Entrepreneurs Stratum, 2005 アオ・ダイ・ヤ「起業階層の政治参加」2005年

¹⁷ Feng ed, China's Experience: Workplace Governance and Workers' Democratic Participation in Transitional Economy, 2005 フェン編「中国の経験 移行経済における職場の支配権と労働者の民主的参加」2005年

らないはずなのに、多くの地方政府は競争力を維持したり良好な投資環境を維持したりするために、労働法より低い基準を盛り込んだ法令や規則を制定して、労働者階級の苦境に目を閉じているのです。頻発する鉱山災害は、多くの鉱山所有者が地方の役人を買収していることの悲惨な例証なのです。鉱山所有者と役人は、事故を報告せず、犠牲者にほとんど補償を支払わず、労働者の基本的な健康・安全基準を無視することにおいて、平気で共謀しているのです。鉱山労働者など労働災害の犠牲者の大部分が移住労働者である場合は、こうした吸血人間たちは、その数を勘定に入れないのです。「錆びる」(負傷する)か「力尽き」た(死亡するか生涯にわたって労働能力を失った)移住労働者は、放置され、遺棄されるただの使い捨ての道具のようなものなのです。¹⁸

中国政府は実際、2001年にWTOに加盟して以来、国際規範や基準に追いつこうと努力してきました。ILO規約の批准件数も増えました(23の規約が批准済み)。その実施報告、進捗報告も女性差別撤廃委員会(CEDAW)の監視グループに提出され精査を受けています。労働・社会保障省は、6,688に上る三者協議会がすべてのレベルで存在していると主張しています。だがそれらがどのくらい効果をおいているか、それは確かめられていません。¹⁹

労働組合

中国の法律の下では、ただ一つの公式の労働組合組織しか合法的に認められていません。中華全国総工会(ACFTU=総工会)がそれです。1925年に設立され、中国共産党の支配下にある総工会は、かつては帝国主義と資本家にたいする闘いを率いるもっとも戦闘的な労働者の組織でした。1949年の直後、総工会は、レーニン主義の教条の下、動力伝道ベルトに変えられました。そしてロシアのモデルを忠実に引き写しつつ、経済発展を優先させ、労働者に福利を与え、新中国のイデオロギーを教え込むための組織になりました。²⁰労働者の権利擁護を最高の使命として強調しようといういくらかの試みがなされましたが、主唱者は追放されたり、非難されたりして結局ひとつも実りませんでした。ともかくとくに、何千人もの学生や労働者が参加した1989年の民主化運動への大規模な弾圧以降、総工会は中国共産党の不可欠の政治的道具であり続けています。

現在総工会は、一億三七〇〇万の組合員(組織率63%)

¹⁸ AMRC, *Struggle for Justice*, 2005 AMRC「正義のための闘い」2005年

¹⁹ MOLSS, *White Paper on China's Employment Conditions and Policy*, 2004 労働・社会保障省、「中国の雇用条件と雇用政策」、2004年

²⁰ タン、リュウ、「中国労働運動史」、1998年

全国に一〇〇万の支部、五〇万人の専従を擁すると称しています。²¹この組織は、世界最大の労働組合だと自称しています。総工会は、国営企業部門の縮小によって失った組織基盤を、新しい経済からの組合員募集によって埋め合わせることに成功しました。総工会はまた、六九〇〇万人に適用される六万三〇〇〇の労働契約を締結することに成功しました。ここでも、こうした契約の実効性と一般組合員の意識について、疑問が投げかけられてきました。

しかしながら、労働者、とくに私営部門の労働者の大部分にとって、労働組合はまだ遠い存在です。組合が存在する場合でも、労働者はそれをもう一つの人事部とか福祉社部としか考えないでしょう。組合役員の大部分は一般組合員によって選出されていないし、その給料は雇用単位から支払われているのです。彼らは政府の役人や企業幹部と同じ給与基準で支払いを受け、同じ福利を供与されています。原則として組合長の地位は、そのレベルの副責任者と同等なのです。例えば、市のレベルの組合の委員長は、その市の副市長と同じレベルで扱われます。自分たちの労働組合の委員長が、経営責任者と同一人物であることに、労使関係の調停手続きで、労働者が初めて気づいたなどというケースがいくつもあるのです。

公式の組合がストライキを打った、あるいは支持したという例はただの一つも記録されていません。ストを黙認という例はあるのですが、ストが起こるとまず第一に組合が呼びかけるのは、生産を再開せよ、その後で交渉に入れというものです。組合が迫害を受け、組合員が立ち上がって労働者の権利を公然と主張するという事例は確かに存在します。しかしこれは通例というより、むしろ例外なのです。

勝者が敗者か

労働争議件数は増えており、2004年には二五万件を越え、参加人員は八〇万に達しました。過去一〇年、争議件数は年間30%ずつ増加しており、さらに増加する勢いです。労働者はもはや黙って屠場に送られる家畜ではなくなっているのです。山猫スト、工場封鎖、請願、その他の大衆の直接行動が各所で頻発しています。²²こうした行動

²¹ ACFTU, *Blue Paper on Chinese Unions' Safeguarding the Legitimate Rights and Interests of Workers and Staff Members*, 2002, 2005, and 2004 *Trade Union Yearbook* 総工会、「青書」中国の労働組合は労働者と職員の合法的権利と利益を擁護する、2002、2005年版、2004年労働組合同年鑑

²² Cheng ed, *Industrial Relations*, 2005; Guan ed, *Labour Disputes in China 2004*; Central Committee Organising Department, *2000-2001 China Research Report 2000* チェン編、「労使関係」2005年、グアン編、「中国における労働争議」2004年、中央委員組織部「2000-2001年中国研究報告」2000年

の大部分は労働者自身が組織した自然発生的行動で、外部の援助をほとんど受けていないものです。ある組合の調査部員は以下の六つの主要な行動形態があると要約しています。

1. 原初的行動、例えばハンスト、自殺、人質にとる、殺害など
2. 生産停止、ストライキ、その他の形態の争議行為
3. 交通の遮断、高層ビルから飛び降りるといった脅し
4. 「労働者大会」の召集、「工場防衛キャンペーン」の展開など
5. 連帯ストライキ、統一行動
6. 街頭行進、デモ、社会への訴え、公開状など²³

激しい弾圧、脅迫、報復などにもかかわらず、新しい形態の組織化が起きています。労働者法律相談、労働者福祉センター、健康と安全を扱うグループの形成などです。²⁴ ある研修会で、参加した労働者たちは自分たちの仕事を新しい目で見直すことを学んだと語っていました。自分たちの力量は十分大きくなった、お互いに支え合うネットワークをつくる自信ができたと言うのです。

若干の研究者や活動家たちは、上から下へのアプローチに強い期待を抱いています。この人たちは、中国共産党が労働者の状況の改善をもたらす漸進的な政治改革を開始するだろうと信じている、つまり、端的に言って、党はその誤りを正す自己矯正力を持っていると信じているのです。トリクル・ダウン（滴り落ち）理論はいま中国でかなりの聴衆を持っています。つまりパイを大きくし、少数者をまず金持ちにすることで、次に再分配の問題を手がけることができるという議論です。しかし問題は、それがいつまで続くか、その間にさらにどれほどの命が無益に消されるのか、そして勝者は必死に護っている略奪品を譲り渡すだろうかということです。

企業の社会的責任運動は、北の NGO と労働組合が、中国のような途上国の労働者の権利を高めるために推進しているもう一つの労働者に好意的な手段です。社会的会計監査は、労働者への虐待や不払い賃金の是正に役立ったといわれています。健康と安全についての研修コースは、組合の役員選出の民主化や、企業組織に並行する労働者の代表制の導入などとともに、メディアの大きい注目を浴びています。こうしたイニシャチブのおかげで、お金儲けのうまい監査のプロや NGO のコンサルタントたちは忙しく全

国を駆け回っています。しかし、こうしたイニシャチブで信用をつけているのは多国籍企業や若干の NGO や労働組合で、それは自分の PR にもなり、北の国の消費者からの批判をかわすのにも役立つからなのです。労働運動の見地からこうしたオルタナティブを再点検するべき時です。労働者がそこから本当にそこから利益をえているかどうか、またどのように利益をえているのかを点検しなければなりません。監視活動、および企業責任運動全体の設計と運営に労働者の参加を保証しなければなりません。²⁵ この条件を満たさない限り、企業責任運動は、労働者の権利と私有化とその商品化に終わってしまうでしょう。

私たちは、これまで若干の国際、外国 NGO や労働組合がふつうにやってきた温情主義的アプローチではなく、中国における労働者の底辺から突き上げるイニシャチブを尊重し、支持しなければならないのです。

中国におけるこの新しい労働運動のこれ以上の発展には国際連帯が決定的に必要です。グローバル化は国境を知らないし、増え続ける多国籍企業は、中国をはじめ世界中の組合のない地域にどしどし拠点を築きつつあるのですから。私たちは、互いに非難の指を突きつけあって、地球大にまた地域において労働者の権利を護る共通の努力を掘り崩すのではなく、こうした多国籍企業に対決する共通の戦略を練り上げる必要に直面しているのです。

働く人々の野蛮にたいするオルタナティブは常に存在するのです。

参考文献及びウェブサイトを

- 1/ www.acftu.net
- 2/ www.molss.gov.cn
- 3/ www.ilo.org
- 4/ Solidarity Centre, Justice for All: the Struggle for Workers' Rights in China, 2005
- 5/ www.chinalaborwatch.org
- 6/ www.china-labour.org.hk
- 7/ Anita Chan, China's Workers Under Assault, 2001
- 8/ Taylor, Li and Chang, Industrial Relations in China, 2003
- 9/ Warner, Changing Workplace Relations in the Chinese Economy, 2000

²³ Qiao, Blue Book of the Chinese Society, 2005 クィアオ「中国社会青書」2005年

²⁴ May Wong, Asian Labour Update, no.55, 2005 メイ・ウォング「今日のアジアの労働」No.55・2005年

²⁵ AMRC, A Critical Guide to Corporate Codes of Conduct, 2004 AMRC「会社経営規定に関する批判的ガイド」2004年

【フィリピントヨタ】御用労組が組合承認選挙で勝利できず！

たたかうフィリピントヨタ労組とともに国際的な取り組みを継続しよう

2006年2月17日
TMPCWA からの礼状

TMPCWA の全ての友人及び支援者の皆様に最高の賞賛と最も温かい挨拶を送ります！

皆さんが私たちに与えて下さった温かいご支援に対し、全ての皆さんに感謝します。

TMPCWA の発したアピールが極めて短時日の限られた時間の緊急のものであったにもかかわらず、通謀者であるフィリピントヨタ、労働雇用省及び日本のトヨタに対して抗議文を送っていただきました。

2006年2月13日から15日までの3日間に私たちはTMPCWA への国内及び海外の各種個人及び組織の支援者と友人たちから803通ものEメールを受け取りました。

この皆さんから寄せられた支援の数はフィリピントヨタの経営陣に過大なる脅威を与えると同時に、TMPCWA に対する会社側の非人道的、反労働者の活動のゆえに、TMPCWA がかえってますます多くの支援者を得ているという警告を与えました。そして又、多くの抗議文が労働雇用省にも圧力を加えました。

さらにまた、フィリピントヨタの御用組合であるTMPCLO は昨日(2006年2月16日)の承認投票に勝利することが出来なかったのです。彼らはTMPCWA よりも多くの得票を得たものの、有効投票数の50%プラス1票を獲得することが出来なかったのです。

TMPCWA は依然として全ての一般労働者のための交渉団体であり、闘い続けます。それゆえに皆さん全てに私たちの貴重な闘いに引き続きご支援下さるよう要請します。

今回の素晴らしいご支援に対し、皆さん全てに重ねて感謝します。

連帯のうちに。

エド・クベロ TMPCWA 委員長

近況報告

TMPCWA は、トヨタの汚いやり方に対する闘いを続けていかなければならないため、去る2006年2月16日の承認投票に参加しました。投票結果は下記の通りです。

TMPCLO 424票
TMPCWA 237票

組合 NO! 8票
(3択の1つ「組合不選択」のことです。)
無効 15票
チャレンジ投票者 121票
(サンタロサ工場 102票、G.T.タワー 19票)
チャレンジ投票者(違法解雇者) 89票
合計 894票

そもそもの最初から、トヨタ経営陣・労働雇用省・TMPCLO の間の通謀勢力からの甚大な欺瞞があり、今もなお続けられています。

チャレンジ投票者とは、法律に従うならば有資格投票者ではないけれども、当事者が認めれば投票することが出来るが、分離されなければならず、又、全ての当事者が合意するならば開票出来る、あるいは有資格投票者に属すると判定されたならば開票出来るとされるものです。

我々の場合では、チャレンジ投票者はレベル5、6、及び7の従業員であり、この等級は監督職の職種であって、一般労働者ではありません。トヨタと同種の事件について、レベル1から4までのみがトヨタにおける一般労働者としての有資格投票者であるとの最高裁によって下された判例があります。それゆえ、レベル5から7は全てチャレンジ投票者となるのです。

しかしながら労働雇用省は、被解雇組合員をチャレンジ投票者と扱い、投票は最高裁の最終判決が出てからしか開票できないとしたのです。これは我々にとって極めて痛手です。何故ならばフィリピン労働法によれば、裁判所に裁判事件が係属している被解雇労働者は投票することが出来、有資格投票者としてその票を算入することが出来るようになっているからです。

被解雇組合員のうち何人かは、海外で働いていたり、あるいは遠く離れた田舎に居るために投票することが出来ませんでした。

投票の直前の2日間、我々はバスに乗り込み遊説キャンペーンを展開しました。我々はトヨタ労働者のピストン輸送バスになんとか乗り込んだのです。しかし、2日目のことでしたが、被解雇組合員が首尾よくキャンペーンを展開し、通謀を暴露しているのを経営陣が知ると、経営陣は労働者輸送バス1台ごとに2名の警備員を張り付け、我々の組合員が車内キャンペーンを行うのを妨げました。

去る2006年2月15日のことですが、TMPCWA は、TMPCWA に対する仕組まれた承認投票を暴露するた

め、“南タガログ地区”の他の現地支援組織と共に、トヨタのサンタロサ工場前で、徹夜の抗議座り込みを展開しました。午後8時頃、会社構内にいる軍の兵隊たちが、会社の前に居座ることは会社が許さないからという理由で、我々を蹴散らそうとしました。我々はピケを引き上げ撤収するほかありませんでした。我々は座り込みを続けることは出来ましたが、もしも我々が逆らった場合、組合員や支援者に何か悪いことが起こるのではないかと心配したからです。われわれはトヨタ前でのピケを午前3時30分に引き上げ、全ての労働者の出勤時に再びキャンペーンを開始しました。

投票が行われる前に、会社の人事部の筆頭副社長のホセ・アリガダ氏が我々の所にやって来て、違法に解雇されているTMP CWAの組合員を全員同時に入構させることは出来ない。駐車場に隔離して設けた被解雇労働者用の投票ブースに1回に5人ずつ入らせるよう規制せざるを得ないと言って来ました。

アリガダ氏は、会社はTMP CWAの委員長が主投票所に投票監視者或いは観察者として入ることは認めないと言って来ました。しかし、内部のTMP CWAの投票監視者たちが委員長の投票用紙記入を認めるべきだと言い続けたため、彼らは投票を続行することが出来なくなりました。労働雇用省はTMP CWAの委員長の入場を認めるよう会社に要請せざるを得なくなりました。

委員長の投票用紙記入後、労働雇用省の“偏見者”主任官のロウルデス・チン氏は、強制的に委員長を追い立て、引っ張って、投票所から出させて、承認投票の監視も観察もさせませんでした。

委員長が被解雇者用の隔離投票所で投票用紙の記入を済ませると、アリガダ副社長も委員長に対して同様なことを行いました。アリガダ氏は投票所に直接介入して、労働雇用省の職員らに、投票中に“ああせよ！こうせよ！”と命令をしたのです。アリガダ氏は全ての投票者名簿に記載されていないがその場に来ていた被解雇組合員は、そのことをTMP CWAとTMP CLOの投票監視者が確認するだけで、投票することは認めてはならないと言い張って、直接介入を行ったのです。この場では、会社は承認投票の傍観者であるに過ぎないのに、雇用労働省がアリガダ副社長のこのような振る舞いをするに承諾を与えたのです。

アリガダ氏は“もしも退去しないなら、会社の警備員を使って追い出すぞ！”と言ってTMP CWAの委員長を脅しました。委員長は、組合の執行委員長としてそこに踏み止まる権利は持っているので、退去を強く拒否しました。すると、アリガダ氏は門の警備員に向かって、被解雇労働者は一度に4人しか入れてはならないと命令しました。

TMP CWAの委員長が投票所に粘り強く踏み止まったために、アリガダ氏は、“もしもその場に居続けるならば、被解雇労働者はこれ以上投票が出来なくなるぞ！”と脅迫して、委員長の退去を強制しました。委員長は、組合員たちの投票を犠牲にすることは出来ないと考えて、退去せざるを得ませんでした。会社の警備員らが委員長をトヨタの工場外に連れ出しました。

一体全体どこの世界に、承認投票において投票用紙にその名称が記載されている、争っている組合であるにもかかわらず、その執行委員の誰一人として、投票の進行を観察出来ないなどと言うところがあるのでしょうか？

一体全体どこの世界に、承認投票において、執行委員長がチャレン投票者に扱われるなどと言うところがあるのでしょうか？

投票終了後についてですが、我々は投票進行中に我々の投票監視者が記録した9ページにもおよぶ違反と嫌がらせを添付して、“投票が成立しなかった！”旨を投票実施記録簿に記録して、我々の意見及び抗議を残して来ました。

この承認投票には勝者がいません。何故ならばTMP CLOは有効投票総数の単純過半数に達しなかったからです。TMP CWAは依然としてフィリピントヨタにおける唯一の交渉団体であり、闘い続けなければなりません！

エド・クベロ TMP CWA委員長
2006年2月17日

資本と御用労組に労働者の国際連帯で反撃を
たたかうフィリピントヨタ労組に激励と支援を

今フィリピントヨタとフィリピン政府は動きが取れない状態に置かれている。フィリピン現地は膠着状態である。

6月30日フィリピン政府は、御用組合TMP CLOとフィリピントヨタ労組の間で団体交渉の権利を争う新たな選挙の実施を決定した。この決定は、これまで5年間にわたるフィリピントヨタの団体交渉拒否を免罪し、フィリピントヨタ労組の団体交渉権を否定するものであった。それに対して労働組合を中心として、百を大きく上回る日本を含む国際的抗議がフィリピントヨタとフィリピン政府に寄せられた。そのためフィリピン政府はこの決定をした調停委員を解任せざるを得なかった。同時にフィリピン政府は厚顔にも未だに「新たな承認選挙の決定は撤回しない」と居直っている。

しかしフィリピン政府は、通常であれば決定後一、二週間で開かれる選挙の予備会議を実に四ヶ月も開かないまま放置している。フィリピントヨタとフィリピン政府は、御用組合にこの選挙で勝たせる事なしに、地域の多くの組

合に支持され、世界の世論によって支持されているフィリピントヨタ労組の闘いを圧搾できない。そのために、選挙の実施は決めてみたものの、この選挙での勝利の見通しも立たないというジレンマの中に置かれている。

一方、最近IMF（国際金属労連）が盛んにフィリピントヨタなどの日本の多国籍企業の争議を取り上げている。先にIMFは「ニュース・ブリーフス」（05年11号）で、フィリピントヨタとインドホンダ、ニカラグア矢崎総業を含む世界の争議組合の紹介をした。ところがなんとIMF・JCはこの日本語訳のホームページからこの日本多国籍企業の三つの事件を全面カットしてみせた。また、最新の雑誌ではマルチェロ・マレンタッキ書記長もこれらの争議について述べている。今度は、さすがのIMF・JCもこの書記長文書の日本語訳を公表しないわけにはいかなかった。しかしここでもIMF・JCは「私はまた、会社の本拠そのものが存在する地元において、より一層の努力が払われるべきであると信じています。」という重要部分を削除している。この文章でマレンタッキ書記長は、日本多国籍企業が海外で起こしている労使紛争解決のための取組は、日本多国籍企業の本拠地である日本での取組が決定的に重要なのだとIMF・JCを叱咤(シツタ)激励しているのである。IMF・JCがこの部分を削除したのは当然である。日本で世界製造業NO1のグローバル企業トヨタに対してフィリピントヨタ労組と一緒に闘ってきたのは全造船関東地協など神奈川地域労働運動交流に集まる労組等とフィリピントヨタ労組を支援する会などの市民のグループであり、トヨタ労組を中心にIMF・JCは沈黙を決め込んでいたのである。それどころか、今年四月トヨタ労組の執行委員二名がフィリピントヨタを訪問し、彼らはフィリピントヨタ労組を素通りして御用組合を激励している。IMF・JCやトヨタ労組がフィリピントヨタ労組と一緒にトヨタと対決・交渉するなどということは決してない。彼等が交渉する場合はトヨタの側に立ってフィリピントヨタ労組と交渉するのである。

しかし私たちはIMFがIMF・JCにフィリピントヨタなど日本の多国籍企業の労使紛争へ積極的にかかわるように要求していることを高く評価しよう。私たちはトヨタ労組やIMF・JCに期待しているのではない。トヨタとトヨタ労組、IMF・JCに対する国際的包囲がIMFにまで広がってきている事実を大きく評価したいのである。決定的に重要なのは私達の闘いである。

そして、今が攻め時である。トヨタが三年連続で一兆円以上の利益を上げることは確実である。しかし、トヨタは

多くの予想に反して次期経団連会長を辞退した。フィリピントヨタ労組と私達の闘いによって、世界の企業、世界の労働組合、世界の政府、そして世界の格付け会社からすらトヨタが「フィリピントヨタ争議のトヨタ」として注視されることになった。そして、世界のIMF（国際金属労連）が争議解決ための行動をIMF・JCに要求するまでになったのである。

神奈川県労委では、今審問に移るべきか否かを巡って激しい攻防が続いている。神奈川県労委は一度審問に移ろうとした。しかしトヨタ側の強力なまき返りで、神奈川県労委は「労使への求釈明を行い、審問に移るか否かを決定する」とした。しかし次には、トヨタ側の釈明拒否にもかかわらず、一月二日の県労委で「特段の理由がない限り日本の労働法は海外に適用されない」と更に後退している。

特段の理由は十分にある。フィリピンでは多くの制約はあるが労働基本は法的に保障されている。不当労働行為も禁止されている。しかし、フィリピンではこの法の番人である司法の最高機関である最高裁の決定が多国籍企業によって踏みにじられている。今年九月に労組委員長が暗殺されたネスレもフィリピントヨタも最高裁決定を公然と無視し続けている。このようにトヨタはフィリピン法を無視してフィリピンでの団体交渉を拒否しているのである。そうであるならトヨタは日本で団体交渉を行われねばならない。

フィリピントヨタは、独立法人としてトヨタ日本本社から独立している。また、トヨタ日本本社の持ち株率は三四%に過ぎない。しかし、ブランド名「トヨタ」を使用する全ての会社は疑いなくトヨタ日本本社の支配下にある。

トヨタの研究費は全てトヨタが資本所有で完全に支配している日本を中心とした戦略拠点に注ぎ込まれ、ここに全ての先端技術・ノウハウが蓄積される。この技術・ノウハウ集積の下でトヨタの世界的な生産の戦略的分業体制が構築される。この戦略的分業体制の下で、多国籍企業の資本投下比率が制限されている諸国にも、戦略拠点からの部材(中間材)と技術・ノウハウが人材と共に投下され、トヨタ本社が全世界の海外子会社を完全に支配する体制が作られている。

フィリピントヨタ問題は労働委員会で多国籍企業の「発展途上国」での労使問題を扱う最初の事例であり、この事例の扱い方が及ぼす影響が計り知れない。私たちは最後まで諦めずに最善を尽くすつもりである。神奈川県労働委員会に注目を！

全トヨタ労働組合結成される！

1月22日にトヨタに新しい組合が誕生した。新しい組合＝全トヨタ労働組合は既存の労組は「組合員の声に耳を傾けるよりも、労使協調して会社の儲けのために熱心に活動して」というと痛烈にかつに正しい批判をしている。この全トヨタ労働組合は「正規・非正規社員を問わずパート、期間、嘱託、管理職、派遣など全てのトヨタ関連企業で働く労働者が一人でも加入できる個人加盟の単一組織」としている。同労組には、トヨタ自、デンソー、アイシン精機、JTEKTなどで働く計6人が参加。執行委員長はトヨタ自の若月忠夫氏。全トヨタ労働組合の結成宣言をご紹介します。

全トヨタ労働組合結成宣言

トヨタ関連企業で働くすべての労働者のみなさん！
私たちは本日ここに新しい組合、『全トヨタ労働組合』（略称全ト・ユニオン）を結成しました。

私たちは日本国憲法や労働組合法などにも明記されている労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を行使して、全てのトヨタ関連企業で働く労働者とその家族をも含めた生活と権利、健康を守り社会的地位の向上をめざします。

この組合は要求と自覚的意志にもとづき正規・非正規社員を問わずパート、期間、嘱託、管理職、派遣など全てのトヨタ関連企業で働く労働者が一人でも加入できる個人加盟の単一組織です。

トヨタ系関連企業には既存の労働組合があるのになぜ『新しい労働組合』が必要なのでしょうか？今の労働組合は『働く者の生活と権利』を守ることや、困っている労働者を救済するどころか、会社と一体となって労働者を過酷な『長時間過密労働』に駆り立てています。

しかも70年代以降、労働者の声を無視して法律違反の『サービス残業』を長期間職場に放置してきました。職場の仲間が、疲労困ぱいでも働き続けなければならず『過労死』や『自殺者』まででています。ストレスやうつ病などから健康を壊して安心して働き続けられない労働者も数多くいます。そして『こんな組合とは関わりたくない』と言う労働者も多数います。このように今の、労働組合は組合員の声に耳を傾けるよりも、労使協調して会社の儲けのために熱心に活動しています。

私たちは、トヨタ系関連企業に『働くルール』を守らせ、『働く者の生活と権利を守る』ことに真剣に取り組む『本当の労働組合』が求められていることを痛切に感じています。

中小・零細で働く皆さんはトヨタ大手企業の半分も満たない低賃金、或いは賃金未払い、長時間労働が当たり前、健康破壊、残業手当が付かない、いつ仕事なくなるか、リストラの不安、有給休暇がとれないなどなど、劣悪な労働環境で働いています。

派遣社員や期間従業員などの非正規労働者の皆さんは低賃金に加えて、いろいろな労働条件、待遇面で正規労働者より悪い条件で働かされています。そして仕事なくなれば解雇されるという雇用不安がいつもあります。

若者の就職難は深刻です。派遣期間従業員などの仕事しかないうつ状態で、低賃金で結婚もできない生活です。

労働者の過酷な労働の反面、トヨタは急速な海外展開、グローバル化で業績は空前の利益を謳歌しています。トヨタは今年のグループ世界生産台数を昨年より80万台多い906万台に設定し、米GMを追い抜き『世界一』になることがほぼ確実となっています。トヨタは国内外で増産を加速させ、トヨタグループ系列部品メーカーも『かつて経験したことのないスピード』と必死の増産対応を迫られています。こうしてトヨタは2年連続1兆円越える経常利益をあげて、系列グループ会社も軒並み過去最高の利益を計上しています。トヨタとトヨタグループ系列部品メーカーが空前の利益をあげているのに、豊田市では資本金一千万円に満たない中小零細事業者4700社あまりの約7割が『赤字』で法人税を納めることができないという深刻な状況になっている。中小零細事業者の経営を守らなければなりません。

これらの利益はトヨタに関係する全ての労働者が懸命に働きつづけてきた結果です。その働き方は先に述べたように命を削って働かざるをえないほど過酷なものです。こんなにトヨタは儲かっているのに、なぜ私たち労働者は健康で、ゆとりある、人間らしく生活できないのでしょうか？

私たちは、皆さんと力を合わせて行動すればこれらの問題を大きく解決できると考えています。ですから1年余の真剣な討議と慎重な準備期間を経てここに『全トヨタ労働組合』の結成を決断しました。

私たちの『全トヨタ労働組合』は『働く者の生活と権利を守る』ことに真剣に取り組む『本当の労働組合』であり、ここに加入していれば会社の言いなりで我慢していることなく、要求をもって団結して交渉することで実現できます。

トヨタ関連企業で働くすべての労働者のみなさん！管理職の皆さん、職場で困っているみなさん！『全トヨタ労働

組合』に声をかけてください。

私たちは労働組合を自由に選ぶ権利があります。新しい労働組合に加入した労働者は『ユニオンシヨップ制度』だからといって既存の労働組合を脱退しても会社を解雇されることはありません。既に最高裁が判決を下しています。(92年4月28日、全日本造船機械労働組合関東地方協議会いすゞ自動車分会)

労働者のことを真剣に考えてくれる労働組合の仲間になって、要求をもって堂々と会社と団体交渉し、生活と権利を守るために共に行動しましょう。

私たちの『全トヨタ労働組合』は、少数の組合員でスタートしますが既存の労働組合では決して、できない『ひとりひとりの要求実現のため』取組みます。又企業に法律を遵守させ、社会的責任を果たさせることができると確信しています。そしてこの地域の労働者と市民の皆さんの期待に応えるために活動します。

私たちは人間らしく健康で安心して働ける職場と、家族団らんの生活ができるように取組むことを申しあげて結成宣言とします。

2006年1月22日 『全トヨタ労働組合』結成大会

APWSL大阪より

アスベスト問題によせて

山原 克二

マスメディアにアスベストの記事が出ない日はない。大阪ユニオンネットワークの労組代表者会議でも、毎回議論が沸騰する。「全港湾＝アスベスト荷役。教育合同・阪学労＝校舎。電通合同＝電話工事。シェル・ゼネラル石油＝配管。国労＝鉄道工場。」といった状況だ。残念ながら、尼崎市は、JR西日本事故に続いて、また有名になってしまった。「兵庫という所は、アスベストが多いのですか？」と質問されたことがあるが、そんなハズはない。確かに「カナダや南アフリカからのアスベストを、神戸港で港湾労働者が真っ白になって荷役していた」ようであるが、アスベスト被害の全国化に例外はない。

「クボタ」という会社は、「従業員でない周辺住民の公害を、最初に補償した【200万円】」として、有名になった。マシな会社ではなく、醜悪な企業である。しかし、この報道から、全国各地の告発が一挙に拡大したのも、ダイナミックな展開であった。

クボタの工場では、多数のアスベスト労災死を、企業内労組と一緒に隠蔽してきていた。労働運動どころか、内部告発もなかった。当時の社会党が提出した「アスベスト規制法案」を、連合系の関連労組が潰してしまったことを想起せざるをえない。

このアスベスト公害を世に問うたのは、周辺住民である被害者・遺族と、粘り強く支えてきた尼崎や関西の労働者安全センター【労組や民主医療機関など】の献身的努力である。クボタは逃げ切れなくなったのである。そして、それから、工場内の労災も続々発覚し、さらに全国化していったのである。これほどに噴出する歴史的かつ膨大な被害に、驚きを禁じえない。政治や行政は何をしていたのだろうか？薬害エイズと同様、の確信犯【無作為ではない】で

ある。経済界ベッタリの日本政府の責任はたいへん大きい。

ユニオンネットで大阪労働局と交渉した。局も「深刻な相談の電話が鳴り止まない」パニックであった。「申請があれば、労災時効にかかわりなく、受理する」と、言わせることができた。厚労大臣に、「中皮腫はすべてアスベスト被害とみなす」と言明させ、アスベスト基本法を制定させたのは、皆の大きな成果であった。中皮腫や特定の肺ガンは、因果関係を立証しなくても、補償の対象になる。こうした蓋然的みなしは、公害と、放射線被曝しか前例がない。だが、時効を撤廃しないままで、労災より一桁少ない補償など、問題は大きい。さらに、遺族年金など、240 - 300万程度の一時金でしかない。一方、患者・ご遺族のさらなる追及に、クボタ社長は「住民の方々にも、社員並み・労災並みの補償をする」などと、基本法より1ケタ多い提示をさせられた。

一方、労働運動は、何もできなかったのか？悔いが残る。ユニオンネットは、11月の大阪総行動で住友各社の本社を、患者さんと共に包囲した。来阪した全造船浦賀や全駐労の仲間は、そのことで永年闘ってきたのだ。しかし、中皮腫、などという診断ができる医師は少ない。肺ガンやじん肺などの診断で、なくなられた仲間はどうなるのか？たいへん苦闘しておられる。アスベスト公害が露見して、労災申請をされた監督署が「これは労災でなく、公害では」と、責任回避する例も発生している、という。

闘いは一挙に前進した。が、全国各地の被害は、日々、顕在化し拡大していつている。今こそ、企業と政府に100%完全にカバーさせ、アスベストと闘う労働運動・住民運動を構築しよう。

レイバーフェスタ2005

たたかいは文化であり 文化はたたかいである

佐々木有美（ビデオプレス）

レイバーフェスタ2005が12月11日(日)東京しごとセンターで開催された。今年で4回目になる労働者の文化祭典だ。労働者・労働運動という言葉も文化という言葉も今の日本では肩身が狭くなってしまったが、文化(映像や音楽)を通して労働運動の現実や魅力をより多くの人々に伝えていこうというのがこのフェスタの一番のねらいだ。当日は、朝の開始から参加者がつめかけ、夕方5時の終了までに300人が来場した。

今年のフェスタは、英国鉄道の分割民営化を描いたケン・ローチ監督の『ナビゲーター』で始まり、レイバーソングD、韓国の労働音楽グループ・コッタジのコンサート、そして一般公募による「3分ビデオ」でしめくられた。レイバーソングDは今回はじめての企画だった。ソウルフラワーがチンドン風に歌う明治時代の労働歌『聞け万国の労働者』もよかったが、現代の労働者を歌った『おそうじ おばちゃん』(憂歌団)『東京フリーターブリーダー』(赤い疑惑)『ガンバッテヤンド』(ディアマンテス)などは、こういう歌を作り歌っている人たちがいるということを知っただけでも勇気づけられるものがあった。それにしても『がんばろう』以後、闘いの場で歌う歌をわたしたちは生み出してこなかった。その思いは、後に続いたコッタジのコンサートを聴いてますます強くなった。

コッタジ・コンサートが始まると会場はすぐに熱気につつまれた。かれらの歌は韓国労働運動が生み出した歌だ。韓国の労働者をはげましてきた歌は、ことばの壁をこえてわたしたちに訴えてくる。そして何より楽しくみんなの気持ちをひとつにした。

「たたかいは文化であり、文化はたたかいである」というコッタジメンバーのことばは、闘いが文化を生み出し文化が闘いをすすめるという、両者の切っても切れない関係を端的に表現していた。日本の労働者が『がんばろう』以後、闘いの歌をもてなかったのは、歌を生み出すだけの力をもった運動がなかったことと、文化の力を運動に生かそうとする視点が労働運動に欠けていたことの証明ともいえる。わたしたちは韓国の文化運動に深く学ぶ必要がある。

年々人気を増している3分ビデオは今回初めてメイン企画になった。22本の応募作品には、非正規労働、セクハラ・ジェンダー問題、反戦運動、郵政民営化、アスベスト問題、国鉄闘争などが描かれ、これらの作品群は日本の労働者がおかれている現状と闘いを映す万華鏡のよう

だった。参加者からは共感と支持の声が多く寄せられた。今回の応募者にはまったくの初心者も6人いた。労働者自身の表現活動として3分ビデオは今後もますます注目されていだろう。そしてこうした表現活動が、日本の労働運動の沈滞を破る力となっていくことをわたしは信じる。「たたかいは文化であり、文化はたたかいである」。

充実した大阪レイバーフェスタ

12月3日、大阪で「レイバーフェスタ2005 OSAKA」が「エル・おおさか南館ホール」で行われた。フェスタ2回目になる今回は、前年より1時間延長し、より充実した内容を目指した。

はじめに上映されたのは、イタリアの「聖者が店にやって来る」やスペインの「ヨマンガ・タンゴ」など、労働運動をテーマにした外国のドキュメンタリー小編である。音楽やダンスで運動を楽しくやろうという気持ちが伝わり、明るい開幕になった。

続いて「ユニオン座」改め「いこる座」による書き下ろし創作劇「未来たちの詩」の上演。大阪のかばん卸商で働く女性たちが、残業、シングルマザーの子育て、パート化、セクハラなど、さまざまな課題に直面するというストーリーで、組合を作って現実を変えようとする女性たちの姿が生き生きと表現されていた。

休憩のあとは、「花は土に咲くキャラバン隊」による歌と演奏、そして3分間公募ビデオの東京分、続いてフェスタのメイン映像であるマイケル・ムーア監督の初期ドキュメンタリー長編「ロジャー&ミー」が上映された。

最後は大阪募集の3分間ビデオ8本の上映と制作者の小スピーチ。前年の3分ビデオを見て、「これなら自分にもできる」「自分たちの争議を映像にしたい」という気持ちになり、はじめてビデオカメラを回して作ったという作品も数本あった。アンケートでは、このうち「非正規労働者～立命館の乱」「天ブラ廃油で地球を救おう」「NOという勇氣 セクハラ+解雇」などが好評だった。

今回から休憩時間には争議団体や女性団体による飲み物と軽食、雑貨販売などが行われ、よりフェスタらしい雰囲気になった。参加者が110人と、前回より少し減ったのが残念だが、アンケートは46通も集まり「若い人にもっと見てもらいたい」「来年は仲間呼びかけて、もっと多くで来たい」などの声が寄せられた。(小山紳人記)

スウェーデンから Hej ! 5 (後編)

榊原 裕美

1970年代のスウェーデン

- 私たちはどこを曲がり間違えたのか

1968年の世界同時の反体制運動、意義申し立ての季節を経て、新しい社会運動の高まりの大きなうねりを背景に、70年代が、戦後の高度成長大衆消費社会が左からの批判にさらされ革新的なイデオロギーが沸き起こったのと同時に、オイルショックで曲がり角を迎え、右派の批判が強まる時期でもあったのは世界共通だろう。日本でも、ウーマンリブはもとより、住民運動や市民運動、公害反対運動、障害者解放運動などのラジカルな問題提起があって、79年大学入学の私はその70年代の残り香をかいた。こうした状況の中で日本の労働運動はどうだったのか。右傾化と左傾化のヘゲモニー争いだった70年代を総括する必要を強く感じている。

70年代 女性解放運動の統合と労働側攻勢

ウーマンリブによる女性たちの運動の高まりに応える形でスウェーデン社民党政府は、労働省に男女平等委員会をつくり、報告書(78年)を出させた(邦訳「スウェーデン/女性解放の光と影」勁草書房)。その中身は今読んででもそのラジカルな問題提起に目を見開かされる思いがする。

「男社会の官僚制や技術主義が切り捨ててきたすべてのものをこれまで女性は請け負ってきた。女性たちがまだ開発されてない社会的潜在能力に気づき、自分たちの“集団の力”をもってすれば、男性社会が考慮しなかった価値を発展させられる。

専門化/分化は多面性と全人生を踏みこむ暴力であり、性役割はこうした暴力である。そして平等は、家族と仕事の組み合わせの問題だけでなく、組み合わせられるもの自身、つまり幸福の問題も関係する。財産の所有ではなく、行動の自由を増す資源を得ること。

女性解放とは女性を“男に成りませる”以上のものだ。

平等が最終的に目指すのは“分割不可能な全人間”を作ることである。それは私的役割を公的なものと統合し、再生産の役割を生産におけるものと統合することだから、役割の変化は女性だけでなく男性も完全に巻き込むことになる。」



ケルンの大聖堂の前のヒロシマナガサキの集い。平和を祈ってろうそくを・・・、強風ですぐ消えてしまいました。(2005/8/5)

この報告書で最も感動的なのは職業生活を経済的自立のための手段化することなく、工場の外での幸福とともに中での幸福を志向していることである。家族という工場の疎外を埋め合わせる外の緩衝帯が、階級の反目を鈍らせていること、そして女性はブルジョア的家族の中で、弱者の存在を割り当てられてきたが、歴史の中で女性たちは常に生産的であったこと。そして「行動がお互いに独立していて、利己主義的ではなく、しかし、部分は全体の中にあっただけかも全体を作り出しているのを知っている存在」として、社会が核化している状態では自己決定は架空の話になると看破していることなど、労働者文化や連帯と女性解放をいかに成り立たせるかの枠組みが新鮮に見える。

しかし、たとえこうした理念と運動を抜きにしたとしても・・・、L0社民党政治が、女性を労働市場に出し、組織労働者にしていったことは、決定的に賢明な選択だった。

管理職組合の攻勢を考えても、産業構造の変化を考えても、製造業の(男性)ブルーカラーの組織率は高いままだが絶対数が減っていく運命は変えようがない。(実際最近スウェーデン金属労働者組合 Metal と化学産業労働者組合は、近年合計10万人の減少をしていることから合併をした。)60年は22%、70年には29%だった女性の割合が、80年には40%、現在46%(半分近く)になった。もし女性を未組織労働者のままにしていたら、他国と同様組合員の減少はとどめようがなかっただろう。68年53%だった女性の組織率は現在男性より高い。(2002年で、男性の組織率81%に対して女性の組織率85%。)

現在このL0中で一番大きな組合は、SKAF(地方自治体職員労働組合60万人)、そのうちほとんどは女性だ

(公共部門の女性比率は8割近い)。ゆえにL Oの現女性委員長が就任挨拶で「組合員はフェミニストでなければならない」と述べたのはあながち奇異なことではない。民主主義に向かって前進するとき女性の役割がとても大きいことを歴史から学んでいるのが、アンデルセンの指摘のように「20世紀半ばの束の間の幕間に登場した歴史的例外」である男性賃金が不可能な脱工業化にむかう社会において、70年代女性たちを家庭から組織労働者の労働市場に参入させたことは、この労働者国家にとって決定的に大切なことだった。多くの公務員組合員にとって、政府がどの政党より社民党であることは、最良の選択であるだろう。彼女たちは社民党政権の大きな票田である。

女性を労働市場に引き出すことで、労働者国家の組織労働者の絶対数、納税者と労働者政党への支持者を増やしたことは、これからのち、社民党が幾多の逆境を経てなお政権の座に位置できる大きな安心であろう。

ともあれ、運動と人々の意識の盛り上がりの中スウェーデンでは、70年代社民党単独政権末期、次々と、「12月の妥協」以来の使用者の「採用の自由」の領分を蚕食し、労働者の権利を拡充する法律が矢継ぎ早に制定された。取締役会の代表権法、職場における労働組合の位置における法律、職場環境法、など100人以上の企業には労働組合の代表の重役を1人置かせ、労働組合の発言力を経営の面でも浸透させ、労働組合が職場の様々な安全や時間の管理に対して意見を言えるように定めた。のみならず、74年の雇用保護法では有期の労働者の採用を厳しく規制し、76年共同決定法は使用者による採用や配転への労働組合の拒否権を保障した。

これらの法律のおかげで、戦後の短い主婦化のあと女性の雇用への登場という他の国でも見られた産業構造の変化の中でも、「男性専用クラブの正規労働者参入を阻まれての非正規雇用としての女性労働の出現」は法律的に抑えられ、不利な雇用形態による不安定雇用、男性賃金の家計補助、という形での参入が避けられ、労働者の権限の拡充により女性に働きやすい条件整備(正規労働の短時間化など)もできた。

実はレーン・メイドナーモデルをはじめ、社会的連帯賃金で、同一労働同一賃金そして再配分による平等を求めたやり方は、高度成長期の企業にとってもそれほど不都合ではなかった。業績に応じない賃金、そして、経営規模の小さな企業淘汰で、国内での同業種の競争は激しくなく企業の寡占・独占を進められたのである。そういう意味では元財閥系などの同業種内の苛烈な競争のある日本の資本の環境とは好対照かもしれない。労働者からは収入の半分を税金にし、20%近くを消費税で取りながら、教育や、福利厚生費用は政府が拠出している(16ヶ月にわたる育児

休業の有償分は、企業ではなく、政府の拠出である)のに加え、企業に対しての税制は意外なほど過重ではない(現在28%)。社民政権が再配分機能を最大限果たしながら労働者の連帯と権限を進めたが、資本の収益にはそれがマイナスではないどころか、むしろプラスにさえなっていたのである。ゆえに長期社民政権が永らえたともいえるし、こうした企業の力で経済成長も牽引されたといえる。

労働側も資本側もお互いの取引の中で実利を最大限に引き出すプラグマティズムの中で維持されてきたのだった。

労働者連帯基金はスウェーデンの社会主義化だったか

中央交渉による連帯賃金というスウェーデンモデルが、労働者の平等と福祉国家をもたらしたが、同時に業績のよい企業に過剰な利益とも呼ばれる蓄積をもたらした。企業の権力の集中を促進した皮肉な結果に労働側は満足しなかった。1976年L Oに採択された労働者連帯基金は、労働側をさらに優位にするための、労働組合による企業所有を求める構想だった。各会社の利潤に基づき強制的に新株を発行させ、組合が管理する基金に移管させ、労働組合をスウェーデンの全主要産業の多数派株主にさせることを意図したものだ。従業員50人以上の全企業に利潤の20%を労働者連帯基金に分担金として支払わせ、20年から40年で、労働者基金が企業の株の50%を所有することになるだろうとされた。

当時、多くの国で、労働者生産協同組合の実験などが行われていた。1971年のUCS(アッパークライド造船所)、73年のフランスのリップ(時計)、74年の日本の浜田精機(印刷機械)などが代表的であるが、倒産企業の労働者自主管理による企業再建と、イギリスのルーカスエアロスペース社のような、対案戦略運動などの運動が各地に起こったのである。私自身が労働現場に入る動機になったのは、ルーカスエアロスペース社の労働者戦略(軍需産業企業だったのを、労働者たちが、障害者に優しい器具やバスなど民生用の生産を提案した)を日本でもやりたいと思ったことが大きい。こうした労働者ヘゲモニーを一気に高めようとする時代の雰囲気はスウェーデンの左派も影響されてのことに違いない。だが大企業の多いスウェーデンやドイツでは倒産企業の自主再建といった具体的な現象の中からの実践というよりも、巨大企業の中での主導権を組合に奪還するという制度としての労働側の企業所有課題として現れたのだろう。

この労働組合と結びついた社民政府による労働組合への生産手段の所有権蚕食政策ともいえる労働者連帯基金計画は、まずドイツの社民党で発案、討議された。しかし

当時のドイツの政党政治の中での右派政党との力関係、またDGBドイツ労働連合の主要組合であるIGメタル(金属労組)が、経営側の責任を労働者が分担することは、労働者の労働条件や発言権を強めることを損ねると主張し反対したので、ドイツでは結局果たしえなかったが、さらにラジカルな提案がスウェーデンで討議されたのだ。

スウェーデンでは先に述べた資本の集中状況へのフラストレーションにより当時の最大労組 Metal (金属労組、ボルボなど自動車産業)がむしろそれに賛成し、また、社民党単独政権と、労働側の権限拡大的な法律の制定、そして女性たちの労働市場への参加と、左傾化の勢いの中で提案されていく。資本主義の枠内で最大限に労働組合の社会的基盤を強化が徹底的に追求された上の、この労働側の攻勢は、既存の資本主義の枠を超えることでさえあったかもしれない。LOの機関紙には基金で会社をのっとり、これが資本の所有者から権力を取る方法だと見出しが並び、提案者のLOのエコノミスト、ルドルフ・メイドナー(昨年12月に8日に91歳で死去)もマルクスを引いて、所有権の状況の原則的な変革なしに経済民主主義は実現できないとラジオで話していたという。

当然財界は自らの領分を侵すこの提案にこぞって猛反発。提案されるや、「スウェーデンに革命！」と新聞の見出しが躍り、提案者のルドルフ・メイドナーは「スウェーデンで最も危険な男」と書きたてられることとなった。これが保守派の結束を固めた。また一方で反原発世論の高まりにより、原発を戦後進めてきた(12基も作られた)社民党は、批判にさらされ、76年中央党(元農民同盟)党首が反原発首相として就任、はじめて社民党政権が覆ることになる(しかし保守ブロックの中ではもちろん推進派もあるので、この保守ブロック政権は混迷することになる)。

この保守派の混迷は、6年間ののち、経済的ななら評価に足る実績を残せぬまま、国民投票での原発凍結という結果のあと、社民党が悠々と復権。労働者連帯基金を掲げたの政権復帰であったが、計画はかなり穏健化された内容になった。82年政権を奪還した社民党新政権は、83年修正案を実施し、5つの地域に分けて基金運営委員会を設置し、各基金は実験終了の90年までに20億クローネ(300億円)を獲得するとした。しかし91年、またも政権が交代。保守政権は、連帯基金制度を廃止し、とうとう息の根を止めた。

この国論を二部し、結局潰れたラジカルな連帯基金のこの地区のプール金、どうも私の留学するヨンショピン大学ビジネススクールの設立資金になったといううわさをある筋から聞いた。・・・。

この大学の目玉である中小企業研究や企業精神研究とはそういうことか・・・。たしかに、中小企業のオーナー

になることで、「企業の所有権」を得ることができる。小さい企業をすることによって、集中を分散化できる。大企業の独占への「オルタナティブ」といえなくもない...

前期の授業で、日本でほとんど知られていない酒井邦恭氏がスウェーデン政府に招聘されるほど、「分社」という手法が取り上げられたのはこういう文脈の中なのかもしれない・・・。LOが進める、「フルタイムが権利で、パートは選択肢」という路線で進む政府の調査会では新しい雇用機会や小さな会社の設立の場合に妨げになるという財界の反対が多いという。それはまさに私の大学の優等生の成功者が主張しそうな意見・・・。この素晴らしい校舎も設備も、労働者の生産手段への蚕食の夢の潰えた結果だと思つと、複雑な気分になった。

労働者の企業所有の夢が、起業家を育てるお金として使われているのはなんとも皮肉だ。(それはまるで、ルーカスアエロベース社のような労働者主権の生産点にして、協同組合の理念としての経済民主主義を生活クラブで達成しようと労働組合をつくって労働現場でやってきた敗北の成れの果てに、生協組合員の主婦たちのワーカーズ・コレクティブにしか希望をつなげるしかなくなった私の軌跡のようだ...。)

中小企業は、日本型の保守基盤でもあり、新自由主義のサッチャーの政策でもあり、しかしながら大企業のオルタナティブ、「スモール・イズ・ビューティフル」にもなりえる両義的なものだ。生協内のワーカーズ・コレクティブ化が一見対等契約関係として、新しい働き方を作れる契機にもなりえると同時に、不安定身分の直接雇用ではない今“流行り”の業務請負の最悪なフリーター漂流を生み出す先駆でもあったかもという懐疑は、私を陰鬱にさせる。それはミスガ、ゴルツなどの「労働を超えた」オルタナティブ派の夢想と危険性を批判し、今や緑の党も新自由主義に対して何の対抗にもならない現状と重なり合うのである...

中小企業をめぐる問題は意外に厄介だ。平等で雇用を守る連帯賃金制度は、労働者に人件費払えない中小企業を冷酷に淘汰するシステムでもある。社会保障に企業負担を求めず、労働者の高負担税金でまかない失業者も税金で職業訓練して、企業に送り込むので大企業優遇政策になりえる。だからこそスウェーデンの社会主義者は、優遇した企業を労働者の所有にして、コントロール下に置くことでバランスをとるつもりだった。

日本のように中小企業の淘汰を許さず護送船団方式的に保護するシステムでは、労働者の生活権より、事業経営の理論が優先し、労働者は会社中心主義になり、よく働き、労働者の連帯は育たず、労働者の中に二重構造を持続させる。大中小を限らず企業と社会保障まで一蓮托生である。

この日本方式が、80年代日本の黄金期以後、世界を席卷し始めたがその影響はスウェーデンも例外ではなかったようである。

挫折した労働者基金、あとの4地域の1200億円がどのように使われたのか知らないが、使いようによっては、投資のプール金や企業の保険のように使うことも可能だし、へたすれば、国営のヘッジファンド運営なんかだってできたかもしれない。ドイツやスウェーデンの保守派のグループが賛成した理論「労働者が企業に出資して助けてくれるなら経営にプラス」という考え方だって、実はできないのではないのである。実際不況期のバッファー（貯水池）として、再浮上の話も聞く。結局は、どちらの主導権なのかという主体の問題にかかってくる。

スウェーデン生協が、社会主義運動から生まれ、この国で独占流通業になったように、日本での周辺部の運動態はこの国では中心の制度になる。NPO活動は伝統的に盛んだが、それは周辺部ではなく常に制度の中にある。既存生協の中にオルタナティブ生協ができ、女性運動の中で主婦の運動がでてくるというような周辺の中からのやむをえぬ創造性、というベクトルが生まれる素地はこの国にはない。つまり中心部の許容性が大きいことがその必要をなくしているのである。

スウェーデン最強のプレッシャーグループLO

91年からの保守政権によって、70年代のさまざまな労働者側からの法律案が廃止の憂き目にあった。91年からの保守政権期では、70年代の画期的な法律の遺産がほぼ消えかかった。93年の派遣法では、市場契約の自由と国家の不介入によって、派遣労働者と職業紹介の規制が緩和され、ILOの条約から抜けたのをはじめ74年制定の雇用保護法の有期雇用の制限は94年にさらに緩和され、共同決定法の使用による採用への組合の拒否権は94年に廃



マリア・ミースとお連れ合い。彼女の自宅のダイニングで一緒に朝食

止に廃止されてしまった。90年はじめバブル崩壊で、遅まきながら一気に経済が悪化し失業が爆発的増えたのも背景に、有期雇用が増え、若者、特に若い女性に集中した。

90年には、LOの16歳から24歳までの女性の30%、25歳から29歳までの女性の15%が有期雇用だったのが99年にはそれぞれ50%、30%（対する男性は、26%と15%）になってしまった。しかしまた94年に政権を取り戻した社民政権は緩和・撤廃された法律をみな再度取り戻した。今、また環境と左翼党とともに雇用保護法を強化しようと、1年を上限とする「全ての職種における非正規雇用期間」を提案している。提案は、現在、12カ月以上非正規雇用として勤務した労働者には、正規雇用を募集する際に優先的に採用される権利があるが、12カ月から6カ月に短縮することと、12カ月の算定期間を3年間とし、例えば3年間に7カ月の非正規雇用を2回経験していれば、正規雇用に登用されるのに十分であるという提案だ。

かくも政権の交代とは、鮮やかな転換をするものか・・・と驚くが、油断をすればすぐ新自由主義の波に乗っていくのは明らかだ。今年の選挙も油断がならない。

しかし、政府は選挙によって劇的に変わるかもしれないが、この国の労働者の主導権は、LOが存在する限りなくならない。市場では、規模の拡大により再配分処置がとられない限り、差別は拡大され、規模の拡大が進めば、独占状況で、市場の競争の原理は働かなくなる危険を常に孕む。独占された企業は、トップの胸先三寸、何の民主主義の根拠もない（ゆえに労働者所有が進められたわけだが）。選挙という繰り返される委任行為の民主的な遂行を担保にして、国家を機能させる以外市場の調整機能はない。そして、資本の多寡が市場での力を決めるのだとしたら、力なき階級の数を頼んだ労働組合がそれを規制するのは、人類の英知だ。それを忠実にやって見せてきたのがスウェーデンなのだ。

男女平等は、経済振興策...? 男女平等型賃金で資本主義を勝ち残る

政府による同一労働同一賃金の女性雇用の拡大による女性の経済的自立は、私企業の男性労働者の賃上げ要求を鈍らせることを可能にするものだったのだ。実際今回の賃上げにおいて輸出主導型の民間組合が、公共部門の現場女性労働者の底上げのために自分たちの賃上げを自粛する、というありえない美しい話！は、男女格差是正という建前はあるながら、公共部門の妻と、私企業の夫というブルーカラー同士のカップルが、世帯賃金をあげるためと考えれば、自己犠牲の友愛ではなく、経済利益である。だから自分の世帯と関係ない医者への賃上げに終結したことに怒っ

ているのだった。圧倒的に多くの介護・保育職(つまり主婦延長職)は、主婦労働を社会化することによる税金の現金拠出と考えれば、民間企業が多く、国で負担する男性賃金のコストの政府による肩代わり、という国際競争力増進の国家的経済政策でありえるのだ。これは男女平等という理念ではなく、非家父長制志向経済政策の実践である、と考えるならば、私たちは彼我の闘いの歴史までさかのぼり、社主義的人間でないことに嘆くことなく、効率的な経済政策として、採用すればいいだけの話ではある。家父長制はもはや資本主義の桎梏であり、障害物である。国際的な資本主義競争で勝ち残るために、既存の家父長的賃金制度をやめ、公共事業に投じてきた税金は、今や女性の雇用作りに投じられるべきで、男女平等な賃金政策を進めるべきだ。(中国などでは、社会主義国ですすめた男女平等雇用のまま資本主義に適用して工業化と脱工業化の両方に備えられる有利な条件があるかもしれない?)重工業化には主婦化がいったんは効率的だがその次の脱工業化段階ではそれが桎梏になる。

ぎりぎり人間を絞るようなやり方では好況は10年しか持たなかった。この停滞の15年をもたらした私たちの70年代のあり方を、きちんと総括すべきだろう。わたしたちの歴史には、国家への不信が抜きがたく、平等より企業福祉としての生活給に重きを置いた労働運動が、企業中心主義に加担してしまい、二重構造を許してきたが、しかし今からでも、方向転換をしない限り、女性をパート化した市場原理と労働組合の論理は、拡大するばかりで私たちの社会はスウェーデンの厳冬よりさらに過酷なものになる。(終了)



ベルギーのゲントのOXFAM。22年ぶりに訪れました。当時と違って若者でなくお年寄りがボランティア

編集部より

発行が予定よりかなり遅れてしまい原稿をお寄せいただいた方にはご迷惑をかけました。
スウェーデン通信は今回で終わりです。また連載を考えたいので、希望があればぜひお寄せください。

LINKS リンクス No.43 2006年3月

発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付

電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544

関西連絡所 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル201号 ゼネラルユニオン気付

電話 06-6352-9619 FAX 06-6352-9630

Eメール apwsljp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apwsljp/>

郵便振替 00180-3-137822

編集長 榊原 裕美 編集委員 山崎精一、高幣真公、渡辺 弘、山原 克二

印刷 中原 逸雄 レイアウト 稲垣 豊

定 価 300 円